



彭祖の滝



昇雲の滝

第2章 三原のすがた

【第2章の内容】

この章では、本市の社会的環境や各環境項目における環境の現状と課題を表すとともに、理念や方針などの整合が必要な関連計画を示しています。

第1節 社会的環境

第2節 環境の現状と課題

第3節 関連計画の概要

第2章 三原のすがた

第1節 社会的環境

1 位置

本市の位置は、図2-1-1のとおりです。

広島県の中央東部に位置し、面積は471.21km²で、広島県の5.6%を占めています。また、中国・四国地方のほぼ中心にあり、当地方の各地域と連携するうえで恵まれた地理的条件を有しています。

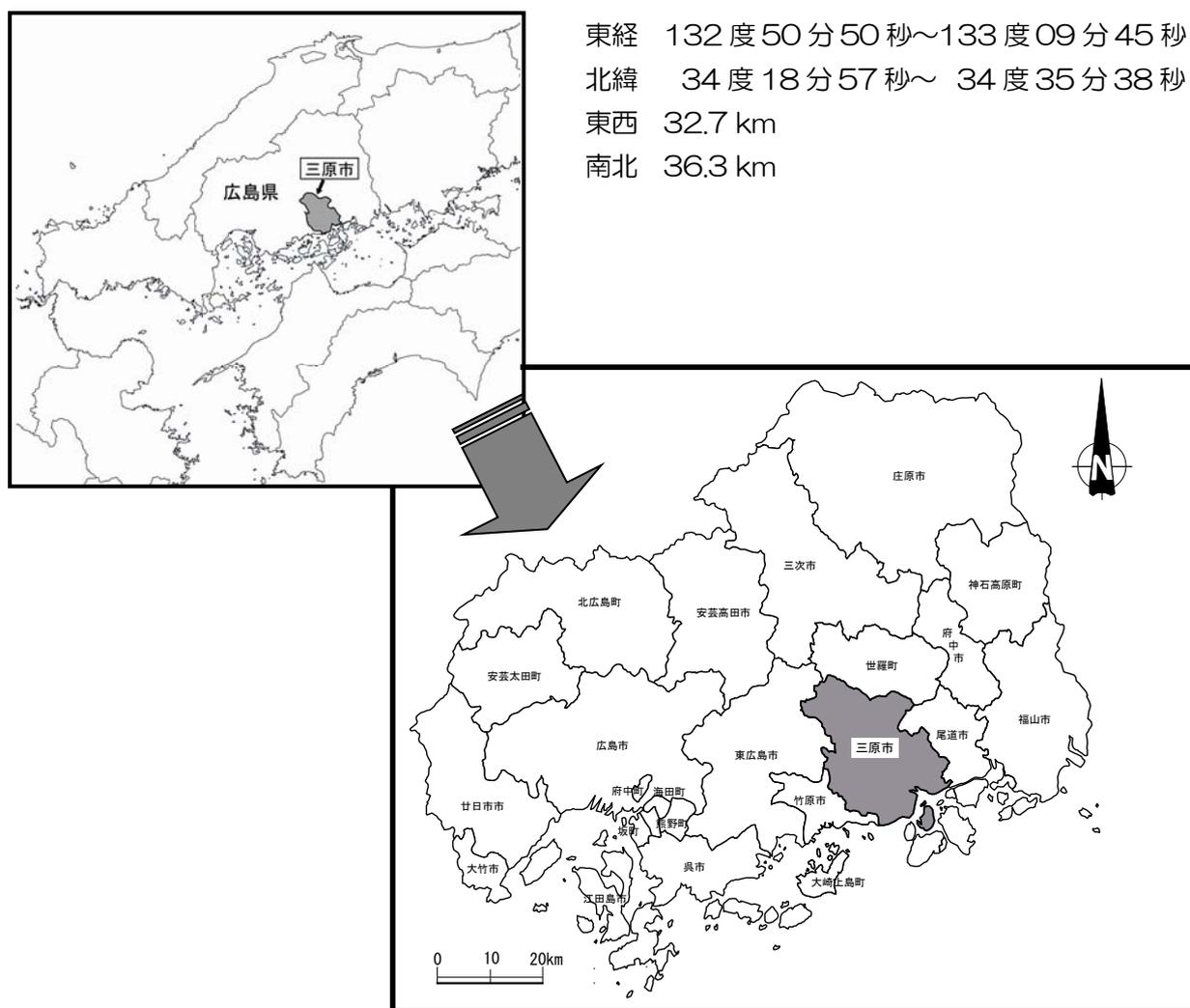


図2-1-1 位置図

2 気象

気象の状況は、図2-1-2のとおりです。

気候は、温暖・多照少雨といった瀬戸内式気候区に属し、総じて暮らしやすく、年平均気温は13~17℃、年間降水量は約800~1,600mmとなっています。特に南部は、県内でも温暖で少雨な地域となっています。

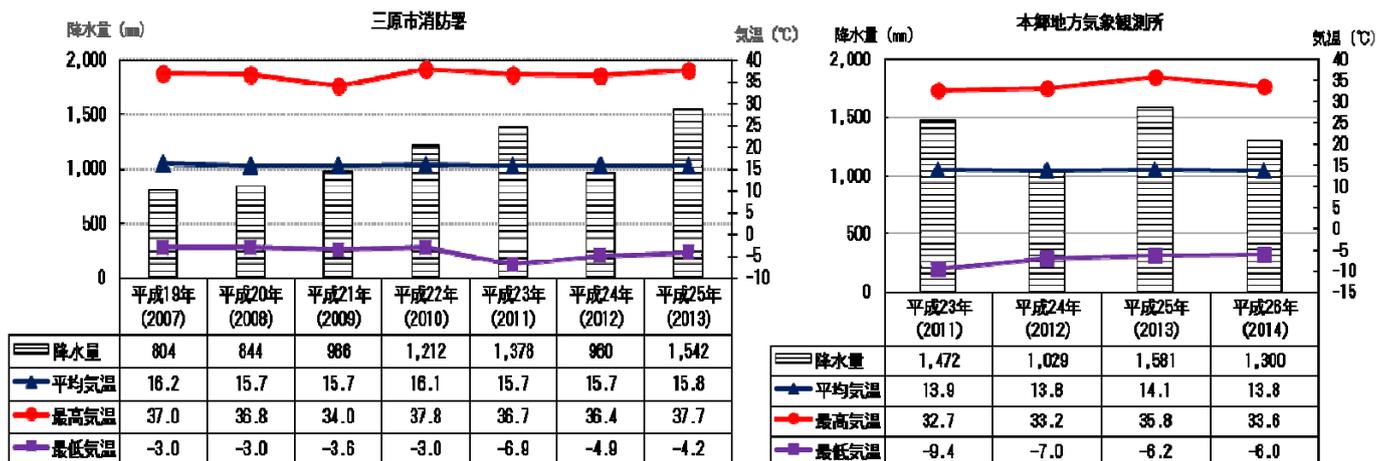


図 2-1-2 気象の状況

[資料：三原市資料，気象庁ホームページ]

3 人口と世帯数

人口と世帯数の推移及び年齢別人口構成は、図 2-1-3、4 のとおりです。

人口は、平成 22(2010)年度国勢調査によると 100,509 人で、平成 17(2005)年度より 3.5% 減少し、平成 7(1995)年度より 7.5%減少して、年平均 0.5%の減少傾向を示しています。一方、世帯数は増加していますが、これは単身者、夫婦のみの世帯が増えているものと考えられます。

年齢別人口構成割合は、平成 22(2010)年度で 15 歳未満が 13%、15～64 歳が 59%、65 歳以上が 28%となっています。65 歳以上の人口は、15 歳未満の人口の約 2 倍となっています。経年では、15 歳未満が減少し、65 歳以上が増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

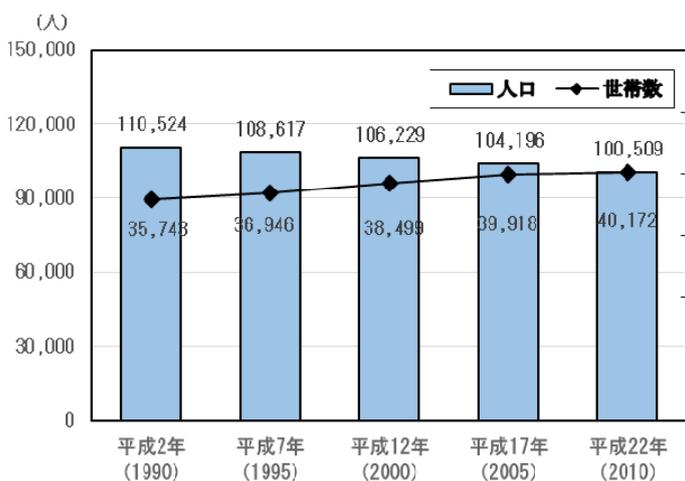


図 2-1-3 人口と世帯数の推移 (国勢調査)

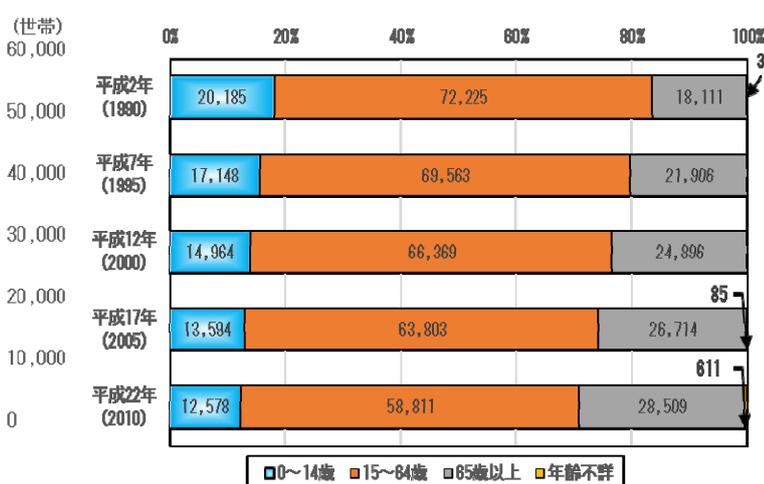


図 2-1-4 年齢別人口構成の推移 (国勢調査)

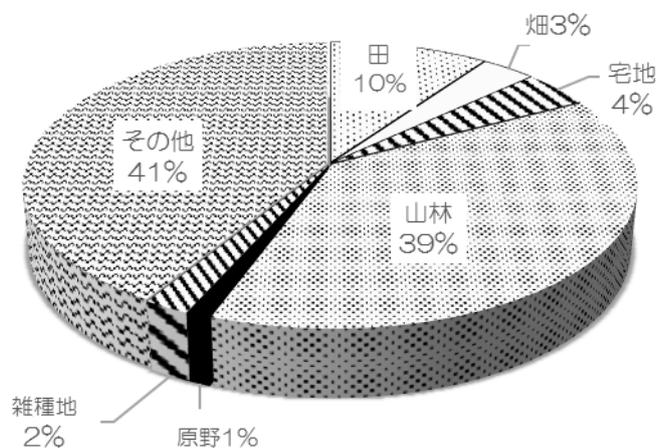
4 土地利用

土地利用状況は、表 2-1-1 及び図 2-1-5 のとおりです。

土地利用面積は、山林 180.97 km²(38.4%)，田 45.84 km²(9.7%)，宅地 19.58 km²(4.2%)の順となっています。

表 2-1-1 土地利用状況

区 分	面積 (km ²)	割合 (%)
総面積	471.21	100.0
田	45.84	9.7
畑	15.67	3.3
宅地	19.58	4.2
山林	180.97	38.4
原野	4.89	1.0
雑種地	9.81	2.1
その他	194.45	41.3



(注) 「その他」とは、道路、河川、水面、水路、公共施設、公共施設以外及び無地番を示す。

図 2-1-5 土地利用状況

[資料：土地に関する概要調査報告書 平成 26 年度 三原市]

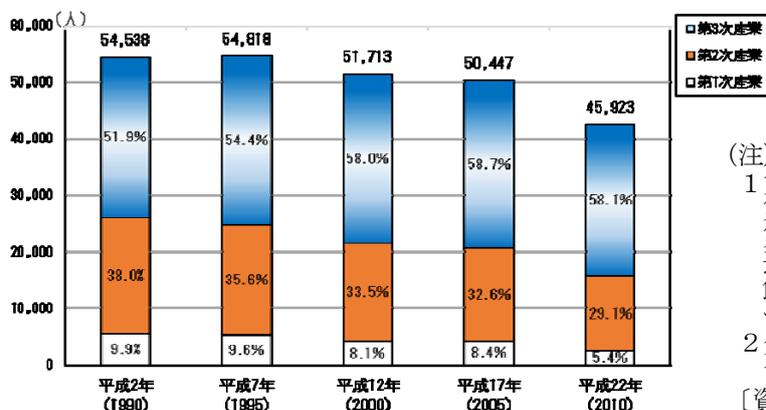
5 産業

産業別人口の推移は、表 2-1-2 及び図 2-1-6 のとおりです。

産業別人口の割合は、平成 22(2010)年度で第 1 次産業が 5.4%、第 2 次産業が 29.1%、第 3 次産業が 58.2%となっています。すべての産業人口で減少傾向にあります。

表 2-1-2 産業別人口の推移

区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
平成 2(1990)年	5,412	20,713	28,291	54,538
平成 7(1995)年	5,278	19,530	29,832	54,818
平成 12(2000)年	4,165	17,339	30,005	51,713
平成 17(2005)年	4,232	16,452	29,637	50,447
平成 22(2010)年	2,464	13,358	26,711	45,923



(注)
 1 第 1 次産業：農業、林業、漁業
 第 2 次産業：工業、建設業、製造業
 第 3 次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務
 2 分類不能の産業があるため、合計とは一致しない。

[資料：国勢調査 平成 2, 7, 12, 17, 22 年 総務省]

図 2-1-6 産業別人口の推移



御調八幡宮



すなみ海浜公園



三景園



久井の岩海

第2節 環境の現状と課題

既存資料調査、アンケート調査、ヒアリング調査などの基礎調査結果から三原市の環境における現状を整理し、環境項目ごとに課題を抽出しました。

1 自然環境

(1) 土地利用

現 状

沼田川をはじめとする各河川流域に扇状地性低地が広がり、それを囲む様に標高約 300~600m の小起伏山地が広く分布しています。本市は自然豊かなまちで、土地利用状況は、山林が 38.4%、田が 9.7%、畑が 3.3%を占めています。近年、耕作放棄地面積の増加や松食い虫被害、竹林の拡大などによる山林荒廃が進んでいます。手入れを要する人工林は、人工林全体の 64%に及んでおり、市内各地に点在し、間伐などの施業がなされていない状況にあります。

アンケート調査結果では「山林・緑の多さ」に対して「やや悪くなった」、「悪くなった」とする意見が多い結果となっています。また、「里山※、田畑や農山村とのふれあい」への関心も高く、山林、里地、里山の保全、再生などが求められています。

主な内容

- 土地利用状況は、山林が 38.4%、田が 9.7%、畑が 3.3%を占めています。
- 耕作放棄地面積は、平成 2(1990)年から平成 22(2010)年にかけて約 1.9 倍に増加しています。
- 本市の山林は、国有林 11.8%、民有林 88.2%から構成されます。民有林のうち、マツ林が 70.1%を占め、市北部では松食い虫被害による荒廃が進んでいます。
- 松食い虫被害は、10,974ha（天然アカマツ林の 65%）に及び、また竹林の拡大などによる影響も顕著になっています。
- 民有林は、天然林 87.0%、人工林 11.6%等から構成されますが、人工林のうち、手入れを要するものは、2,019 ha（人工林の 64%）です。人工林は市内各地に点在し、間伐などの施業がなされていない状況にあります。
- アンケート調査結果では、「山林・緑の多さ」に対して「やや悪くなった」が 20.8%、「悪くなった」が 4.9%で合わせて 25.7%が悪いと感じています。また、「里山、田畑や農山村とのふれあい」に対して「非常に関心がある」が 13.7%、「関心がある」が 37.3%で合わせて 51.0%が関心を持っています。

(注)土地利用状況は図 2-1-5 (14 頁) 参照。



田園風景

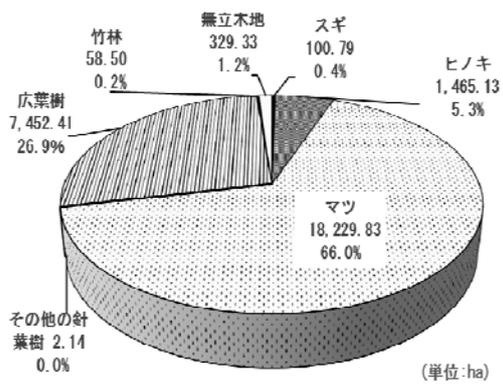


図 2-2-1 民有林の樹種別面積
〔資料：三原市の森づくり事業推進方針〕

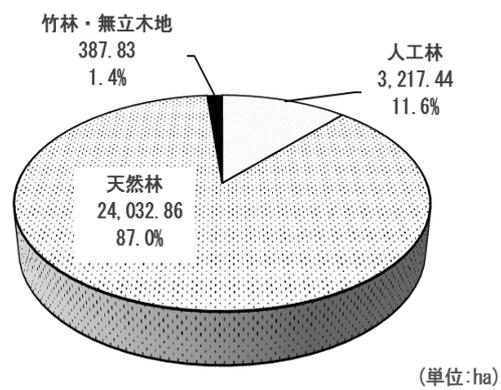


図 2-2-2 民有林の林種別面積
〔資料：三原市の森づくり事業推進方針〕

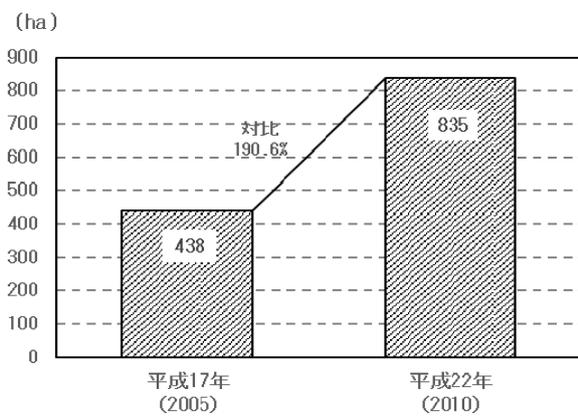


図 2-2-3 耕作放棄地面積の推移
〔資料：ヒロシマアグリ 平成 24 年 中国四国農政局 広島農政事務所〕



荒廃林の様子

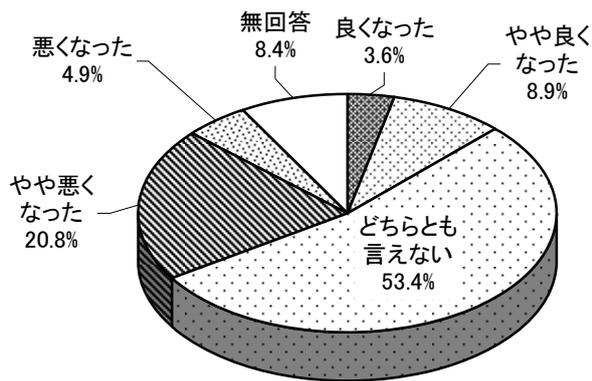


図 2-2-4 市民アンケート結果
(山林・緑の多さ)

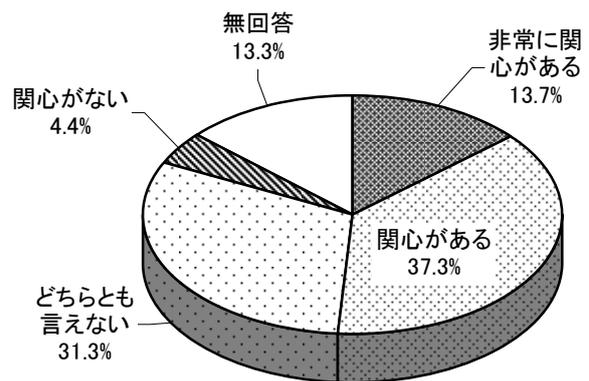


図 2-2-5 市民アンケート結果
(里山, 田畑や農山村とのふれあい)

課題

- 田畑や山林が荒廃しているところがあり、適正管理による山林や里山の保全・再生が必要です。
- 耕作放棄地面積が増えており、休耕地などの農地の有効利用が必要です。
- 市民は、里山、田畑などへの関心が高く、ふれあう機会が求められます。

(2) 河川・海岸

現 状

河川については、最も大きな流域面積を占める沼田川水系や、他市町の水資源となっている芦田川水系などがあります。海岸については、人工海岸の占める割合が高く、自然海岸は佐木島など島しょ部に残るのみです。

アンケート調査結果では、「みどりや水辺等とのふれあい」への関心が高く、水辺の保全、再生に向けての取組が求められています。

佐木島の海岸での
海辺教室



主な内容

- 主要な河川水系は、沼田川水系、芦田川水系で、沼田川水系が最も大きな流域面積を占めています。
- 沼田川では、治水対策の一環として広域基幹河川改修事業が行われ、また地域のコミュニティやレクリエーションの場、洪水・災害時の備えとして河川防災ステーションが設置されています。
- 芦田川や藤井川は、本市を水資源の一部とし、他市町へ流れています。
- 海岸線延長は30km程度であり、人工海岸の占める割合が高くなっています。
- 須波海岸は、海岸環境整備事業※により、海岸性レクリエーションの場として整備されています。
- アンケート調査では、「みどりや水辺等とのふれあい」に対して「非常に関心がある」が20.0%、「関心がある」が44.1%で、合わせて64.1%が関心を持っています。

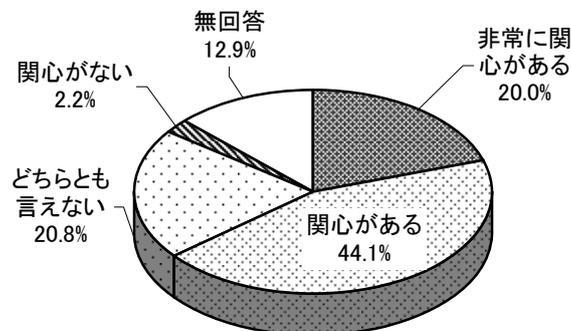


図 2-2-6 市民アンケート結果
(みどりや水辺等とのふれあい)



沼田川



凡 例	
	江の川流域
	芦田川流域
	沼田川流域
	和久原川流域
	藤井川流域
	栗原川流域
	直下流域（燧灘北西部）
	流量観測所

図2-2-7 河川・海域図

〔資料：広島県水質測定点環境基準図 平成13年 広島県〕

課題

- 沼田川水系や芦田川水系等の水資源の一部であることから、河川の水資源確保と適正利用が必要です。
- 川や海に親しむ水辺の保全・再生に向けてより一層の取組が求められます。
- 藻場・干潟を含めた自然海岸の保全・再生が必要です。



すなみ海浜公園

(3) 動植物

現状

本市において、植物 69 種、動物 80 種の希少生物が確認され、これら希少生物は、沼田川流域や久井・大和地域に多く分布しています。

アンケート調査結果では、「ホタルなどの身近な生き物が減っている」との問題が挙げられています。また、有害鳥獣による被害が増えており、森林の荒廃による生態系[※]への影響が懸念されます。

主要内容

- 広島県の野生生物に関する既発表論文等によると、本市の陸域において、植物ではエヒメアヤメなど 69 種、動物ではヒョウモンモドキ、ハッチョウトンボなど 80 種の希少生物が確認され、沼田川流域や久井・大和地域に多く分布しています。
- 沼田西町ではエヒメアヤメ、久井町、大和町ではヒョウモンモドキの保護活動が行われています。
- 海域の希少生物としては、ハクセンシオマネキが幸崎町能地、沼田川、スナメリが佐木島近海で確認され、またナメクジウオについては生息地として有竜島南西が国の天然記念物に指定されています。
- イノシシ、シカなどの有害鳥獣捕獲出動回数は、ここ数年増加しています。
- アンケート調査結果では、自然環境の問題点として「ホタル等の身近な生き物が減っている」が 15.3%で上位に挙げられています。



ヒョウモンモドキ



ハッチョウトンボ

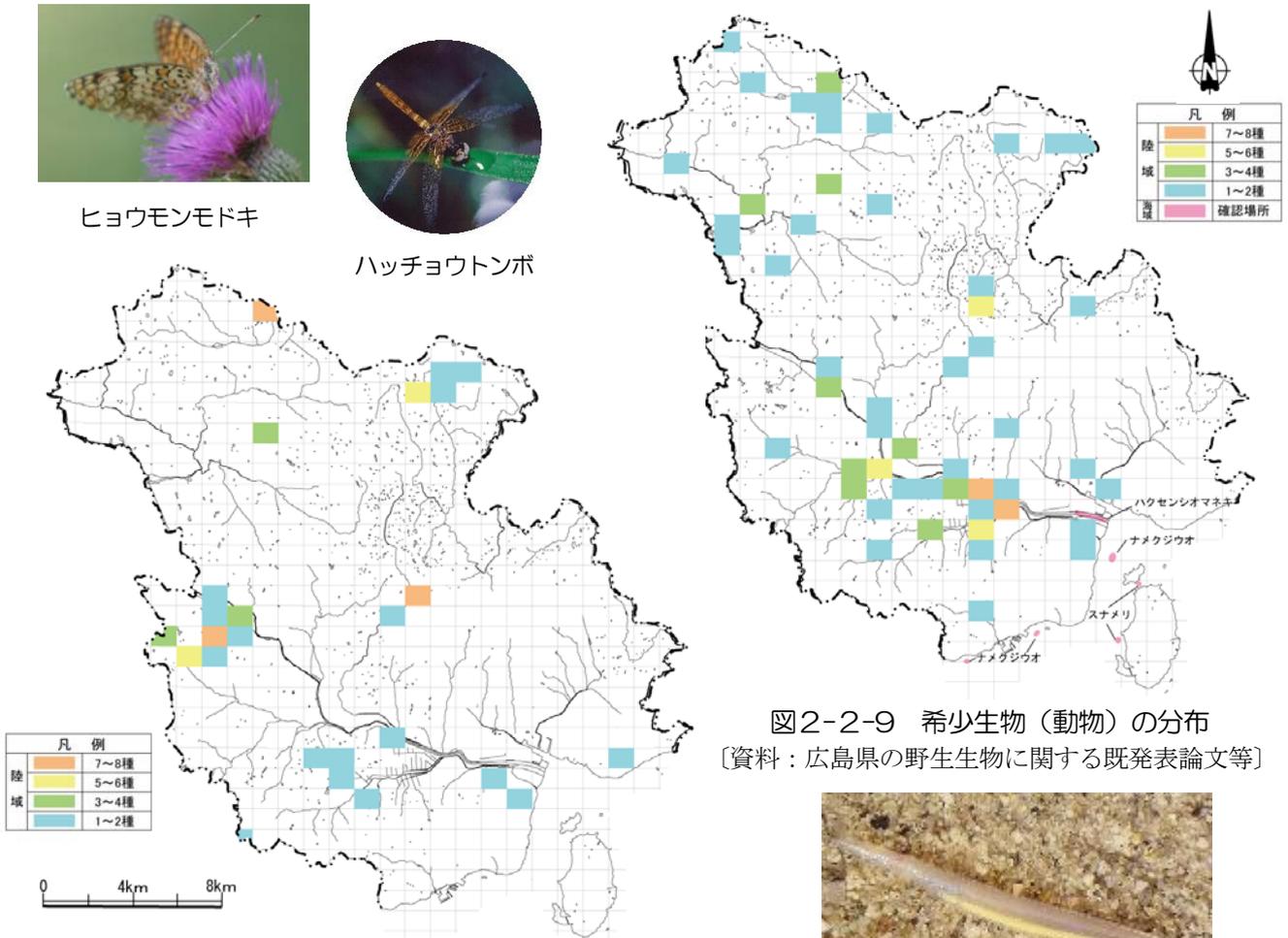


図2-2-8 希少生物（植物）の分布

[資料：広島県の野生生物に関する既発表論文等]

図2-2-9 希少生物（動物）の分布

[資料：広島県の野生生物に関する既発表論文等]



ナメクジウオ

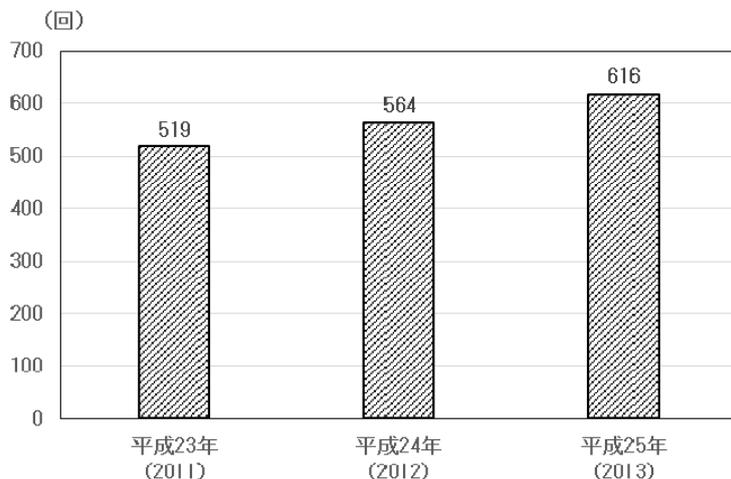
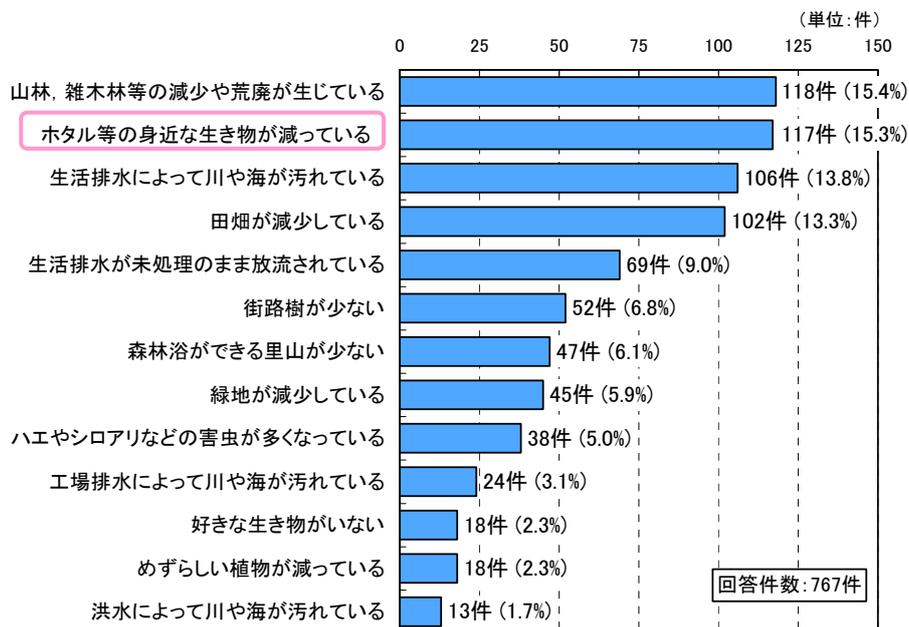


図 2-2-10 有害鳥獣捕獲出動回数の推移
〔資料：三原市資料〕



外来魚密放流を禁止する看板



課題

- 身近な生き物が生息しうる生態系の保全が求められます。
- ヒョウモンモドキ、エヒメアヤメ、ナメクジウオなどの希少生物が生息し、これらの保護が求められます。

2 生活環境

(1) 大気

現 状

大気汚染は、主に工場・事業所から排出されるばい煙*や自動車の排出ガスにより引き起こされます。近年の自動車交通の急速な普及拡大に伴い、移動発生源*としての自動車排出ガス対策が新たな課題になっています。大気汚染は地球温暖化や酸性雨*の原因となるだけでなく、濃度によっては人の健康を損なうことがあります。

本市では、光化学オキシダント*については、環境基準*を達成していません。空気の汚れについてその原因とされる工場・自動車からの排出ガス対策が求められています。また、野外焼却に対する公害苦情も多くなっています。

主な内容

- 平成 25(2013)年度環境基準達成状況は、二酸化硫黄*、二酸化窒素*、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質*、有害大気汚染物質*、ダイオキシン類*についてはすべての箇所で達成しています。
 - 平成 25(2013)年度において、光化学オキシダントについては、環境基準を達成していません。
 - 平成 25(2013)年度の大気汚染に関する公害苦情件数は、0件ですが、野外焼却に対する苦情は36件あります。
 - 大気汚染に関する法令に基づく届出工場・事業場数は、171施設となっています。
 - アンケート調査結果では、「空気のきれいさ」に対して「悪くなった・やや悪くなった」が20.2%で、原因としては、「車からの排ガスによって空気が汚れている」、「工場からの排ガスによって空気が汚れている」などが挙げられています。
- また、市民が市民団体、事業者、行政に期待することで「大気、水質、騒音など公害に対する取組強化」が上位となっています。

表 2-2-1 大気汚染防止法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数（三原市）
平成 26(2014)年 3月 31日現在

項 目	届出工場・事業場数
大気汚染防止法及び 広島県生活環境の保全等に関する条例	171
広 島 県 内 総 計	3,327
広島県内での構成比（%）	5.1

(注) 一般に公害対策、環境対策において、発生源に対しある種の規制を行う場合、その対象となる発生源・施設は限定され明示されることとなる。法令上、これらの施設を「特定施設」と呼ぶ。大気汚染防止法その他、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法等で規制されている。

[資料：三原市資料]



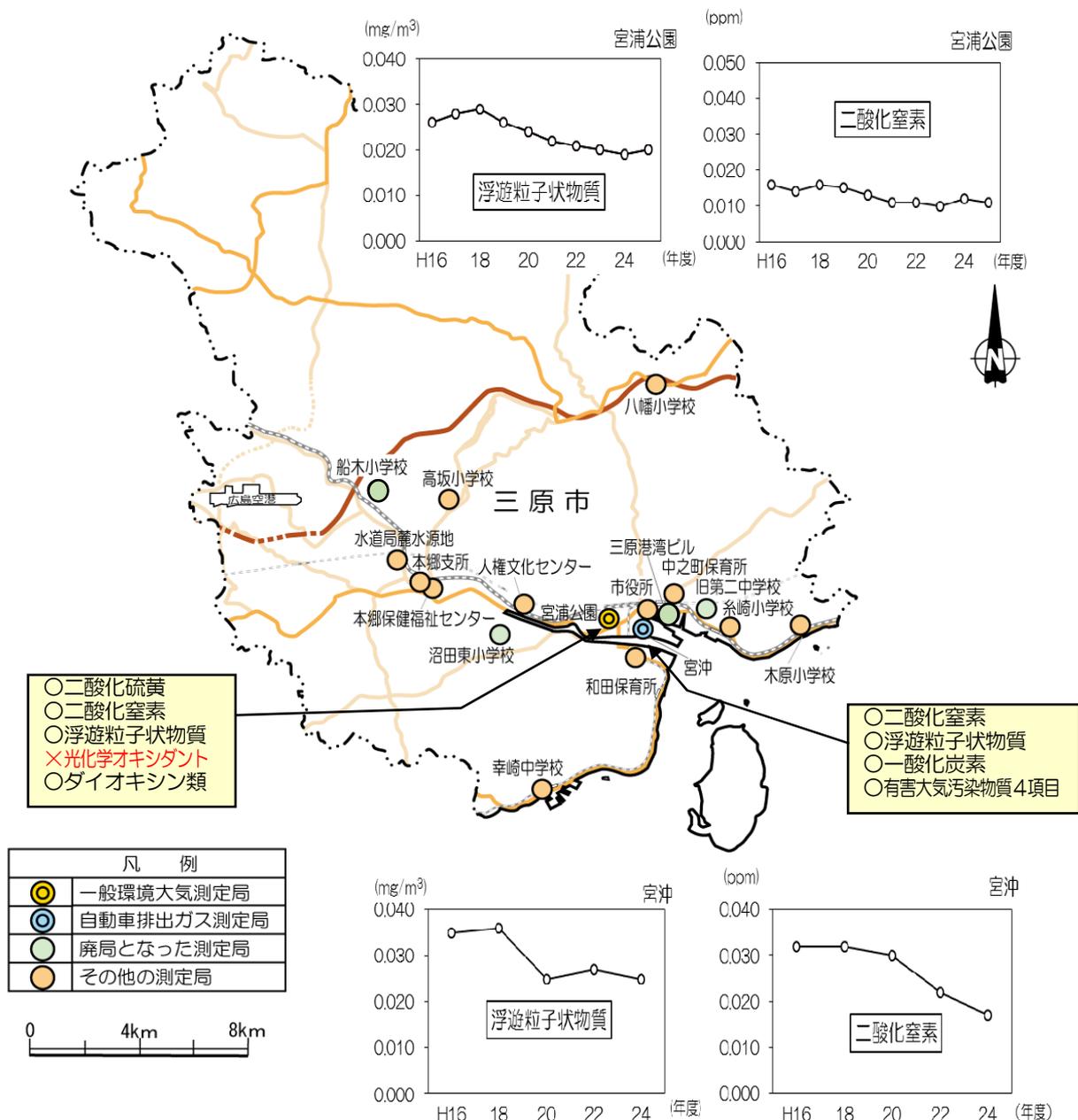


図 2-2-12 大気調査地点図，平成 25(2013)年度環境基準達成状況
 及び二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・年平均値経年変化図
 [資料：平成 20(2008)～25(2013)年版環境白書 広島県，三原市]

(注)

- は環境基準達成，×は環境基準未達成を表す。二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，一酸化炭素の環境基準の達成状況は，長期的評価によるもの。大気に係る環境基準は資料編を参照。
- 沼田東小学校測定局及び旧第二中学校測定局は，それぞれ平成 16(2004)年度及び平成 15(2003)年度より廃局となった。
- 三原港湾ビル測定局及び船木小学校測定局は，それぞれ平成 19(2007)年度及び平成 20(2008)年度より廃局となった。

課題

- 自動車や工場・事業所からの排出ガスやばい煙によって，環境基準を達成していない箇所があり，排出ガス対策が必要です。
- 野外焼却に対する苦情が多く，野外焼却に関する適正な指導の徹底が必要です。
- 市民は，事業者，行政に対して，大気汚染に対する取組強化を求めており，監視指導・調査体制の整備が必要です。



(2) 水質

現 状

水質汚濁の原因には、工場・事業所から排出される産業排水や家庭から排出される生活排水※などがあります。有機物※による水質汚濁は、水道や農業用水の利用に障害を与え、有害な物質を含んだ水は人の健康に悪影響を及ぼします。また、高濃度の窒素やリンも海域や湖沼の富栄養化※を招く原因となっており、近年、深刻な問題となっています。

本市では、近年、河川ではBOD※（生物化学的酸素要求量）、海域ではCOD※(化学的酸素要求量)の値が増加傾向にあり、環境基準を達成できていない測定地点があります。また、アンケート調査結果では、水のきれいさに対して悪くなったと感じている人も多く、原因として工場排水や生活排水が挙げられています。

主な内容

- 平成 25(2013)年度において、河川では、大腸菌群数※の環境基準が達成できておらず、達成状況は0/9カ所です。近年は、BODが増加傾向にあります。
 - 平成 25(2013)年度において、海域では、溶存酸素量※の環境基準が達成できておらず、達成状況は0/3カ所です。近年は、CODが増加傾向にあります。
 - 平成 25(2013)年度の水質汚濁に関する公害苦情件数は、7件です。
 - 平成 25(2013)年度において、本市での地下水水質調査は、1カ所であり環境基準を達成しています。
 - 水質汚濁に関する法令に基づく届出工場・事業場数は、429施設となっています。
 - アンケート調査では、「水のきれいさ」に対して「悪くなった・やや悪くなった」が27.5%で、原因としては、「生活排水によって川や海が汚れている」「工場排水によって川や海が汚れている」が挙げられています。
- また、市民が市民団体、事業者、行政に期待することで「大気、水質、騒音など公害に対する取組強化」が上位となっています。

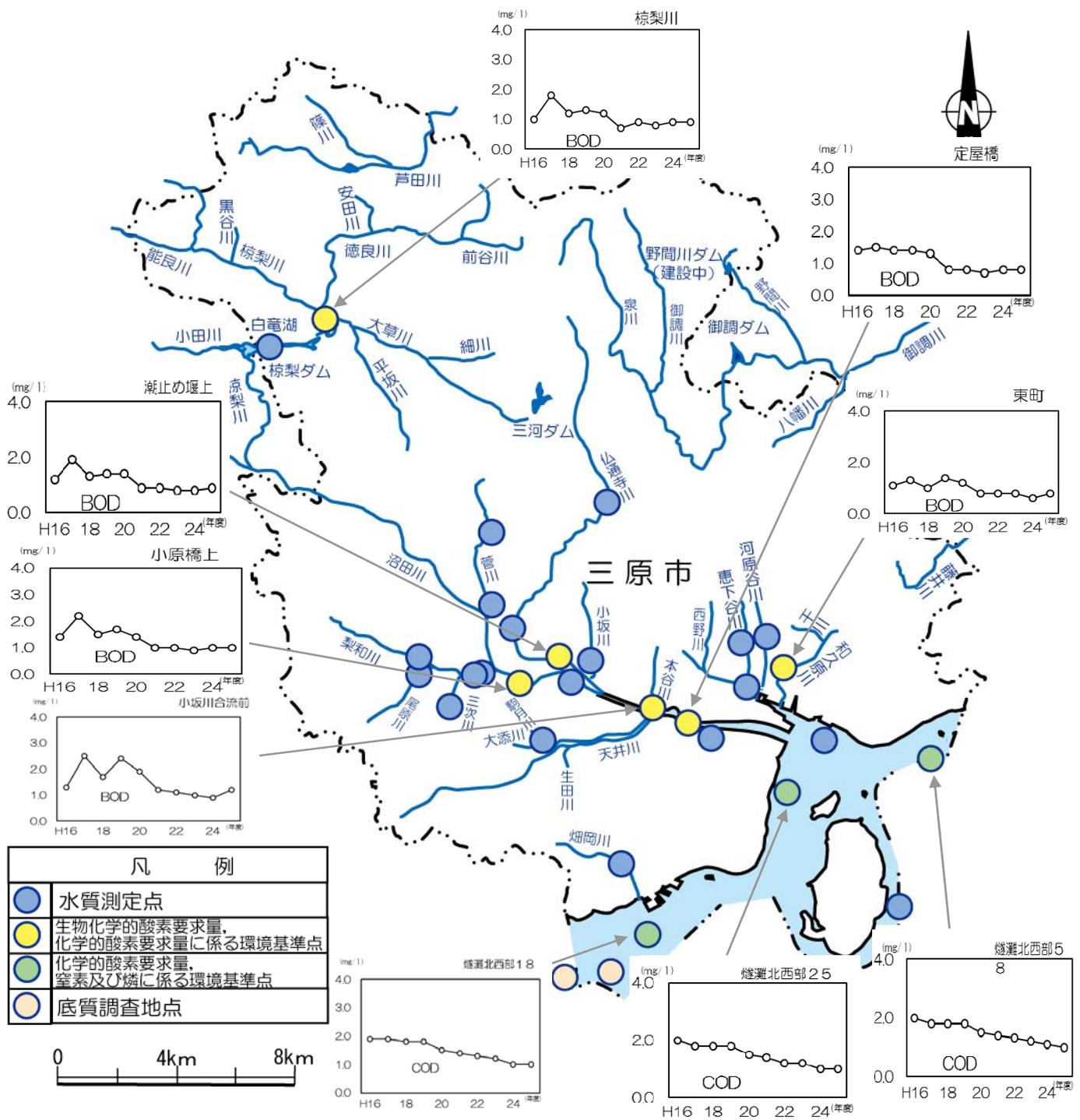
(注) 例：0/9 とは、環境基準達成箇所数/調査箇所数を表す。



表 2-2-2 水質汚濁防止法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数（三原市）
平成 26(2014)年 3月 31日現在

項 目	届出工場・事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	322
瀬戸内海環境保全特別措置法	47
広島県生活環境の保全等に関する条例	60
合 計	429
広 島 県 内 総 計	6,939
広島県内での構成比 (%)	6.2

[資料：三原市資料]



課題

- 生活排水や工場・事業所からの排水によって、環境基準を達成していない箇所があり、下水道整備などの排水対策が必要です。
- 地下水水質調査において環境基準を達成していますが、今後とも地下水汚染の未然防止が必要です。
- 市民は、事業者、行政に対して、水質汚濁に対する取組強化を求めており、監視指導・調査体制の整備が必要です。

(3) 騒音・振動

現 状

騒音は、工場や建設作業あるいは自動車、鉄道などが原因で発生します。近年では、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、深夜営業や日常生活に起因する近隣騒音^{*}が問題となっています。

振動は、騒音と同様に工場や建設作業、自動車の走行などが原因となります。最近では、低周波数の空気振動^{*}が遠く離れた住宅にまで影響を及ぼすような振動公害も問題になっています。

騒音や振動は、住民の日常生活に及ぼす影響が大きいことから、市民にとって身近な問題となっています。

本市では、近年、航空機騒音^{*}の環境基準は達成できているものの、環境騒音^{*}、道路交通騒音^{*}、新幹線鉄道騒音^{*}の環境基準が達成できていない測定地点があります。また、アンケート調査結果では、騒音、振動に対して、不満、悪化と感じている人も多く、原因として交通量の増加や交通渋滞が考えられます。

主な内容

- 平成 25(2013)年度において、環境騒音の環境基準が達成できていない測定地点があります。(環境騒音環境基準達成率：19/23 カ所(一般地域)，58/62 カ所(道路に面する地域))
 - 平成 25(2013)年度の道路交通騒音、新幹線交通騒音、航空機騒音の環境基準は達成しています。
 - 平成 25(2013)年度の公害苦情件数は、騒音に関するものが5件、振動に関するものが1件です。
 - 騒音に関する法令に基づく届出施設数は、騒音規制法に基づくものは1,495施設、広島県条例に基づくものは1,013施設となっており、振動規制法に基づくものは462施設となっています。
 - アンケート調査結果では、「静かさ(騒音・振動)」に対して「悪くなった・やや悪くなった」が37.1%で、原因としては、「車によって騒音・振動が発生している」「工場から騒音・振動が発生している」「近隣住宅からの音がうるさい」などが挙げられています。
- また、市民が市民団体、事業者、行政に期待することで「大気、水質、騒音など公害に対する取組強化」が上位となっています。

(注)

1 「一般地域」とは、道路に面する地域以外の地域のこと。「道路に面する地域」とは、2車線の道路から20m以内の地域、2車線を越える道路の場合は道路から30m以内の地域のこと。

2 例：19/23 とは、環境基準達成箇所数/調査箇所数を表す。

課 題

- 自動車や工場からの騒音・振動が発生し、環境基準を達成していない箇所があり、騒音・振動対策が必要です。
- 近隣住宅からの騒音が問題となっており、マナー向上などの対策が求められます。
- 市民は、事業者、行政に対して、騒音・振動に対する取組強化を求めており、監視指導・調査体制の整備が必要です。

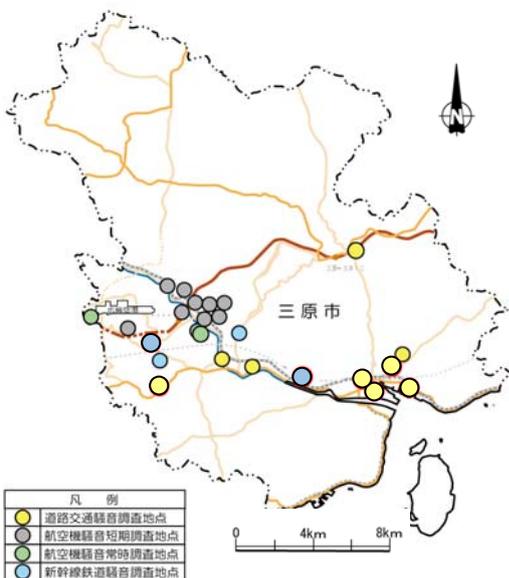


図 2-2-14 平成 25(2013)年度環境基準達成状況
〔資料：平成 24(2012)年版環境白書 広島県〕

(4) 悪臭・土壌・有害物質

現 状

悪臭とは、人々に不快感を与える臭いをいいます。臭気物質は、発生源によって多種多様であり、さまざまな臭気物質が混合して生じるため、その原因は複雑です。悪臭の元となっている物質を突き止め、発生源から排出される悪臭物質の量を抑えることが必要となります。悪臭については、騒音や振動と同様に日常生活に及ぼす影響が大きいことから、市民にとって身近な問題となっています。

土壌汚染は、揮発性有機化合物*や重金属*等の不適切な取扱による漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされます。全国における平成16(2004)年度の調査事例によると、838件中454件で工場跡地等の土壌汚染が判明するなど、全国的に高い水準で推移しています。アンケート調査結果では、悪臭に対する不満や悪化を感じている人も多く、また、不法投棄*によって悪臭や有害物質による汚染の影響が懸念されています。

主な内容

- 平成25(2013)年度の公害苦情件数は、悪臭に関するものが1件、土壌汚染に関するものが0件、野外焼却に関するものが36件です。
- 悪臭を取り締まる法令として、悪臭防止法があり、アンモニアや硫化水素*など悪臭の原因となる22物質を規制しています。本市域は悪臭防止法に基づく規制地域に指定されていませんが、「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、悪臭を発生する施設(肥料、飼料製造業、養豚業、養鶏業)に対し規制を行っています。広島県条例に基づく悪臭に関する届出施設数は、189施設となっています。
- 本市には、土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域並びに農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定はないため、定期的な土壌汚染についての調査は行われていません。
- アンケート調査では、「臭い」に対して「悪くなった・やや悪くなった」が14.2%で、原因としては、「水路、側溝から臭う」が挙げられています。また、望ましい環境像で「有害なものがないまち」が挙げられています。

表2-2-3 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設・事業場数(三原市)
(平成26(2013)年3月31日現在)

悪臭関係特定施設の名称		施設数または事業場数
肥飼料製造業	イ 原料置場	0
	ロ 蒸解施設	0
	ハ 乾燥施設	0
養豚・養鶏業	イ 飼養施設	167
	ロ 収容施設	0
	ハ 飼料調理施設	0
	ニ 鶏ふん乾燥施設	22
施設数合計		189
特定事業場数		23
広島県内総計		184
広島県内での構成比(%)		12.5

[資料: 三原市資料]

課 題

- 不法投棄や水路・側溝からの悪臭が問題として挙げられており、悪臭防止対策が必要です。
- 野外焼却への苦情が多く、悪臭や土壌汚染などを防止するために適正な指導の徹底が必要です。

(5) 廃棄物

現状

ごみ排出量は、過去5年間で減少傾向にあります。再資源化率は、全国や県平均に比べて低い状況になっています。不法投棄やごみのポイ捨ても問題となっています。ごみの適正処理については悪化したと感じている人が多く、ごみの適正処理に関する活動強化が求められています。



主な内容

- 平成 25(2013)年度における一人一日当たりごみ排出量は 964g/人・日で、広島県平均、全国平均並みです。
 - 平成 25(2013)年度における再資源化率は 13.1%で、広島県平均と比べて低い水準にあります。(平成 25(2013)：広島県 22.1%)
 - 平成 25(2013)年度の公害苦情件数は、不法投棄に関するものが 58 件と多く、公害苦情件数の 5 割以上を占めています。
 - 不法投棄に対して、監視パトロールや監視カメラを設置し、取組を強化しています。
 - アンケート調査では、「ごみの適正処理」に対して「悪くなった・やや悪くなった」が多く、ごみのポイ捨てや歩きたばこ等の迷惑行為は、9割以上が「気になる」と回答し、ポイ捨て条例や歩きたばこ禁止条例等は、多くが「制定すべきだ」と回答しています。
- また、市民が市民団体、事業者、行政に期待することについては、「ごみの適正な処理に関する活動強化」の割合が多くなっています。

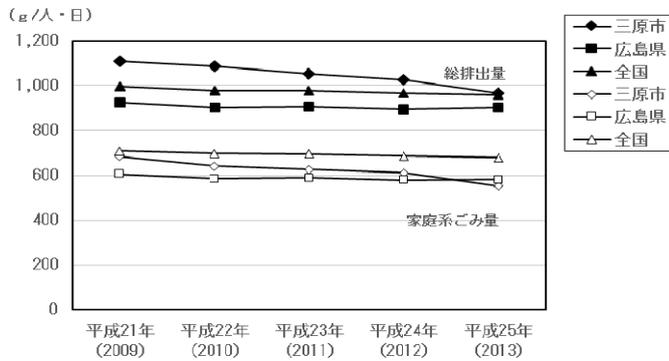


図 2-2-15 一人一日ごみ排出量の推移
〔資料：三原市資料〕

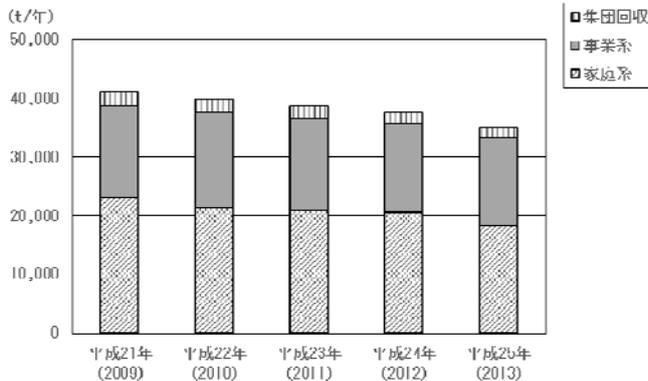


図 2-2-16 ごみ排出量の推移
〔資料：三原市資料〕



図 2-2-17 一般廃棄物処理施設及び下水道処理施設の位置図

〔資料：三原市資料〕

表 2-2-4 ごみ減量・資源化の状況

項目	三原市 平成 25 (2013) 年度実績	広島県平均 平成 25 (2013) 年度実績	全国平均 平成 25 (2013) 年度実績
再資源化量 (t/年) (率)	4,593 (13.1%)	208,938 (22.1%)	9,268,355 (20.6%)
減量化量 (t/年) (率)	30,022 (85.6%)	828,311 (87.5%)	40,335,928 (89.9%)
埋立量 (t/年) (率)	5,067 (14.4%)	118,519 (12.5%)	4,538,202 (10.1%)
ごみ発生量 (t/年)	35,089	946,830	44,874,130

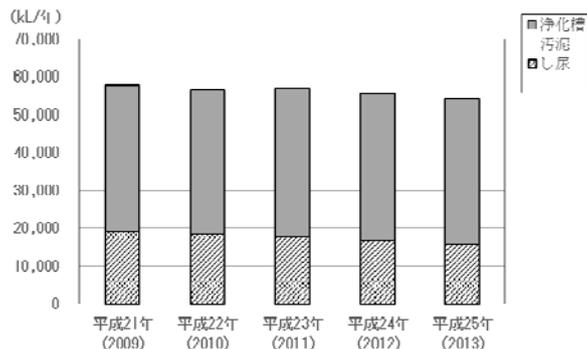


図 2-2-18 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移
〔資料：三原市資料〕

(注) 再資源化量は、減量化量に含まれる。
〔資料：廃棄物処理実態調査資料 環境省、三原市資料
平成 25 年度一般廃棄物処理事業の概況 広島県〕

不法投棄防止対策	<p>不法投棄を監視及び発生を抑制する目的として、ガードマンによる監視パトロールを行い、また防止策として監視カメラを設置し不法投棄に対する取組を強化しています。</p> <p>平成 25 (2013) 年度における家電リサイクル法による家電 4 品目 (エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機) の不法投棄台数は 73 台です。</p>	
公共施設周辺の 間口清掃	<p>本市では、「三原市不法投棄防止対策に関する行動計画」の中で、不法投棄防止対策の具体策として、平成 15 (2003) 年 6 月より、毎月 1 回第 1 木曜日に市職員が従事する公共施設周辺の間口清掃を行っています。(平成 23 年 (2011) 10 月からは 0 のつく日を追加し、毎月 2 回行っています。)</p>	

〔資料：三原市資料〕



集団回収の様子

課題

- 市民、事業者、行政の協働によるごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進が必要です。
- 市民が市民団体、事業者、行政に期待することで、ごみの適正処理に関する取組強化が求められます。
- ごみの不法投棄に関して継続した対策強化が必要です。
- ごみのポイ捨てや歩きタバコなどの迷惑行為の規制によるまちの美化が求められます。

3 快適環境

(1) 文化財・景観資源

現 状

本市には、多くの文化財*登録があり、御年代古墳（本郷町）をはじめとして縄文・弥生・古墳時代の遺跡が残されています。平安時代には、楽音寺（本郷町）や昭和30(1955)年代まで続いた杭（久井町）の牛市など今に残る歴史資源が創設されたほか、鎌倉時代から戦国時代にかけては、小早川氏が台頭し、小早川氏ゆかりの棲真寺や堀城（椋梨城）、高山城、新高山城、三原城などが築城されました。江戸時代には、広島藩の領地となり、城下町として繁栄し、多くの文化財が残されています。

景観資源については、美しい自然に恵まれ、気候や風土にあったまちなみや里山の風景などの景観が形づくられています。代表的な景観資源として、瀬戸内海国立公園筆影山、白滝山、仏通寺御調八幡宮・竹林寺用倉山県立自然公園*、久井の岩海などがあります。

主な内容

- 文化財の登録は、国指定23件、県指定59件、市指定197件です（平成25(2013)年度）。
- 代表的な景観資源として、瀬戸内海国立公園筆影山、白滝山、仏通寺御調八幡宮・竹林寺用倉山県立自然公園、久井の岩海などがあります。
- 「ふるさと広島景観の保全と創造に関する条例」に基づく景観指定地域として、本郷・大和地域は新広島空港周辺景観指定地域に指定され、三原・久井地域は大規模行為届出対象地域に指定されています。
- 大和町を対象に「三原市大和まちづくり景観条例*」が制定されています。



図 2-2-19 重要な文化財・史跡位置図
〔資料：三原市いきいき体験ガイド 公共施設ガイドマップ 三原市〕

(2) 公園・緑地

現状

公園、緑地は市民の憩いの場やコミュニティの場であり、日常生活に安らぎをもたらすとともに、その機能は、都市環境の維持・改善機能、景観形成機能、都市防災機能など快適で安全な都市空間を創出しています。

本市では、市街地を中心に、都市公園※や児童遊園がありますが、一人当たり都市公園面積は、5.47㎡で全国平均（10.1㎡）や広島県（14.1㎡）と比べて少なくなっています。児童遊園は97カ所あります。また、アンケート調査結果においても「身近な公園・広場が少ない」などの問題が挙げられており、今後は人々に潤いと安らぎを与える公園、緑地の整備推進が求められます。

主な内容

- 都市計画区域における街区公園※（都市公園）などは、本市の市街地に集中しています。
- 都市公園は整備されているものの、平成25(2013)年度における一人当たり都市公園面積は5.47㎡で、全国平均、広島県平均と比べて低い水準にあります。
(平成25(2013)年度：全国10.1㎡、広島県14.1㎡)
- 児童遊園は97カ所あります。
- アンケート調査結果では、「身近な公園・広場が少ない」が8.6%となっています。
また、三原地域・本郷地域において、「山林・緑」についての不満・悪化の意見が他地域よりも多くなっています。

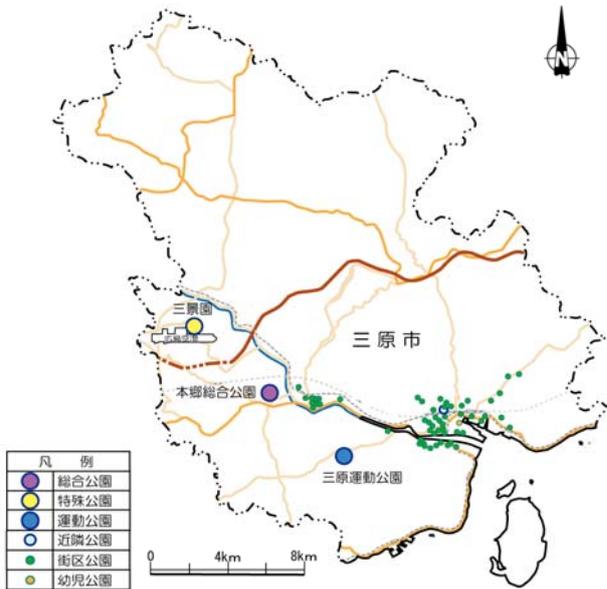


図2-2-21 都市計画区域における公園・緑地の分布図
〔資料：備後圏都市計画三原都市計画図 平成16(2004)年 三原市
三原市本郷都市計画総括図 平成17(2005)年 三原市〕

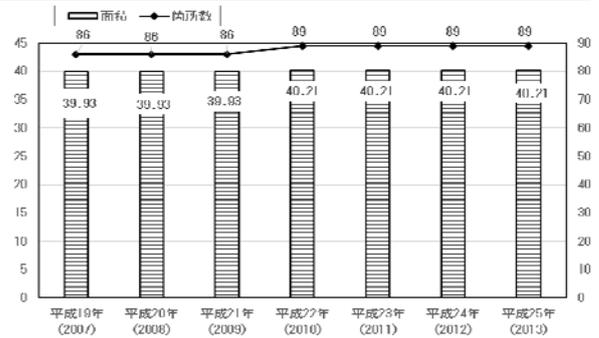


図2-2-22 都市公園の状況
〔資料：三原市〕

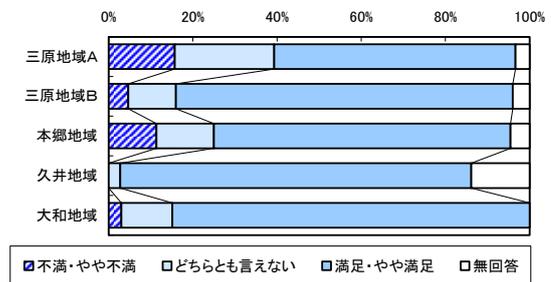


図2-2-23 市民アンケート結果
(山林・緑についての満足度)
(注)地域区分については、第3章第3節(73頁)みはらし環境塾を参照。

課題

- 全国及び広島県と比べて一人当たりの都市公園面積が少ないため、これらの整備が求められます。
- 市街地において、緑についての不満・悪化の意見がみられるため、これらの地域では緑化の推進が必要です。

(3) 道路・交通

現 状

古くから海上・陸上交通の要衝として発展し、広島空港、JR山陽新幹線、山陽自動車道といった高速交通ネットワークに恵まれています。

道路網は、山陽自動車道と国道及び主要地方道三原東城線などにより、地域内外を連絡する格子状の骨格道路網が形成され、鉄道網は、JR山陽新幹線、JR山陽本線・呉線が形成されています。また、重要港湾尾道糸崎港の三原内港と地方港湾須波港を発着する瀬戸内海島しょ部などとの間の航路網も大きな役割を果たしています。

このように、空路網、道路網、鉄道網、航路網と恵まれた交通体系を有していますが、アンケート調査結果では、道路や歩道の整備、交通渋滞などの問題が挙げられています。

主な内容

- 広島空港、山陽新幹線や山陽自動車道（本郷IC、三原久井IC）といった高速交通ネットワークに恵まれています。
- 山陽自動車道と国道2号、185号、432号、486号及び主要地方道三原東城線などにより、格子状の道路網が形成されています。
- 公共交通機関としては、三原駅を中心に広域的なバスネットワークが形成され、高速バス路線も運行されています。
- 重要港湾尾道糸崎港の三原内港と地方港湾須波港を発着する瀬戸内海島しょ部などとの間の航路網があります。
- 国道2号の交通量は、ほぼ横ばい状況で、大きな変化はありません。
- アンケート調査結果では、「道路が十分に整備されていない」が10.1%、「歩道がなく歩くのに危険な道路が多い」が9.0%、「交通渋滞がよく起こる」が8.8%となっています。

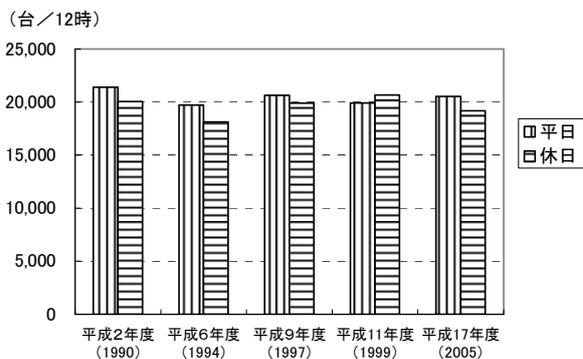


図 2-2-24 国道2号の交通量の推移 (港町)
[資料：道路交通センサス広島県土木建築部 道路企画課]

課 題

- 良好な道路環境を創出するため、歩道整備など道路環境の整備が求められます。
- 歩道がなく歩くのに危険な道路が多いとの意見から交通安全に関する意識啓発が求められます。
- JR山陽本線・呉線や広域的なバスネットワークなど公共交通機関の利用により、自動車交通量の削減が必要です。



図 2-2-25 道路網・鉄道網・航路網図
[資料：三原市]

(4) 野外レクリエーション施設／教育機関・公共施設

現 状

本市は、中央森林公園、三原運動公園、高坂自然休養村、白竜湖スポーツ村公園など多数のレクリエーション施設を有しており、多くの人が利用しています。

また、地域とのコミュニティの場でもある文化センターや保健福祉センターなどは各地域に設置されており、地域活動の場になっています。

一方で、アンケート調査結果では、遊べる自然が少ないことや水辺で遊べる場所が少ないなどの問題が挙げられており、自然とふれあえる環境学習の場が一層求められています。



高坂自然休養村

主な内容

- レクリエーション施設の年間利用者数は、リージョンプラザが288,098人、中央森林公園が167,044人、三原運動公園が120,328人、高坂自然休養村が19,071人となっています。
- 公共施設の年間利用者数は、総合保健福祉センターが199,667人、市民福祉会館が96,488人となっています。
- アンケート調査結果では、「遊べる自然が少ない」が10.1%、「水辺で遊べる場所が少ない」が9.2%となっています。

表 2-2-5 生涯学習関連施設の利用者数
(レクリエーション施設)
(平成 25 (2013) 年度)

施設名	利用者数
さぎしま青年の家	3,002
久井青年の家	208
宇根山天文台	2,196
宇根山家族旅行村	3,245
高坂自然休養村	19,071
三原運動公園	120,328
久井運動公園	13,480
白竜湖スポーツ村公園	51,483
本郷体育センター	10,700
北方グラウンド・ゴルフ場	25,517
棲真寺山オートキャンプ場	4,533
大和サイクリングターミナル	90
中央森林公園	167,044
すなみ海浜公園	61,578
リージョンプラザ	288,098



図 2-2-26 レクリエーション施設等位置図

〔資料：三原市いきいき体験ガイド 公共施設
ガイドマップ 三原市〕

〔資料：平成 26 (2014) 年 3 月 三原市〕

表 2-2-6 教育機関等状況
(平成 26 (2014) 年 5 月 1 日現在)

施設	施設数
保育所	18
幼稚園	23
小学校	24
中学校	13
高等学校	6
大学	1



本郷生涯学習センター

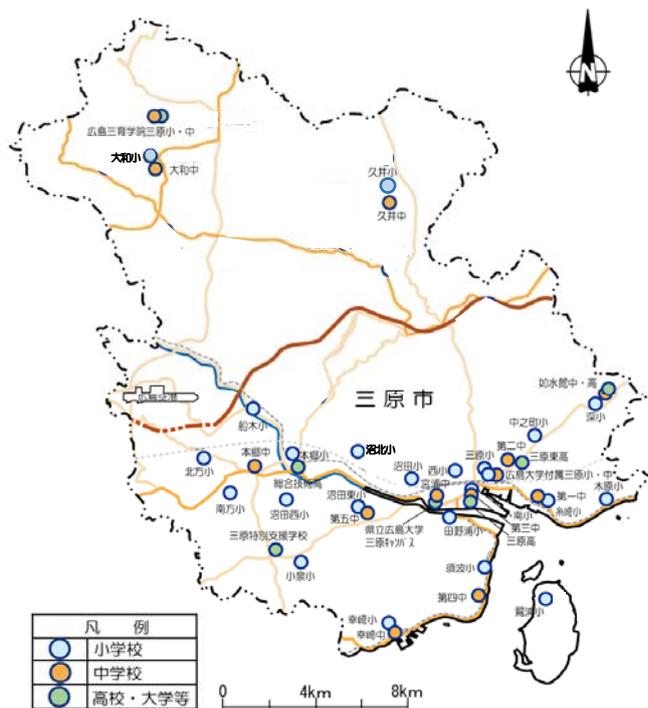


図 2-2-27 教育機関位置図
〔資料：三原市〕

表 2-2-7 生涯学習関連施設の利用者数
(公共施設)
(平成 25 (2013) 年度)

施設	利用者数
本郷生涯学習センター	88,943
くい文化センター	9,270
大和文化センター	13,716
中央公民館	145,086
コミュニティセンター (12カ所)	165,608
公民館	72,766
さざなみ学校	16,102
総合保健福祉センター (サン・シープラザ)	199,667
本郷保健福祉センター	13,130
久井保健福祉センター	12,732
大和保健福祉センター	9,415
市民福祉会館	96,488



図 2-2-28 公共施設位置図

〔資料：三原市いきいき体験ガイド 公共施設
ガイドマップ 三原市〕

課題

- 水辺公園や親水護岸などの自然とふれあう場が求められます。
- 自然から学ぶ環境学習の場が求められます。

(5) 水道／生活排水処理施設

現 状

本市の上水道（三原・本郷地域）は、昭和8（1933）年に給水開始して以来、現在の水道普及率^(注)は平成25（2013）年度で98.4%となっています。簡易水道である久井地域は6.7%、大和地域は33.9%と水道普及率が低い状況になっています。

一方、生活排水処理施設としては、沼田川流域下水道^{*}・特定環境保全公共下水道^{*}処理施設、集落排水処理施設、合併処理浄化槽^{*}、単独処理浄化槽^{*}及びし尿処理施設があります。下水道処理人口普及率^(注)は、平成25（2006）年度で39.6%となっています。これは広島県全体（71.2%）と比較して整備水準は低くなっています。また、生活排水処理率^(注)は平成25（2006）年度で70.0%となっています。これも広島県全体79.6%（平成25（2013）年度）と比較して低くなっています。アンケート調査結果では、水路、側溝から臭うなどの問題が挙げられており、生活排水対策の推進が求められています。

主な内容

- 西野浄水場は「人と環境にやさしい施設づくり」をコンセプトに平成16（2004）年4月に完成、水道の供給を行っています。
- 主な生活排水処理施設は、広島県沼田川浄化センター、特定環境保全公共下水道処理施設（和本地区）、萩原地区農業集落排水処理施設^{*}、下徳良地区農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設^{*}（幸崎地区）、三原市浄化場があります。
- 平成25（2013）年度の水道普及率（三原・本郷地域）は、98.4%で、簡易水道である久井地域は6.7%、大和地域は33.9%となっています。
- 平成25（2013）年度の下水道処理人口普及率は、39.6%です。
- 下水道の接続率は84.0%、集落排水の接続率は下徳良地区で86.2%、萩原地区で86.0%、幸崎地区で42.7%です。
- アンケート調査結果では、「水路、側溝から臭う」が6.0%となっています。

(注)

1 水道普及率＝給水人口／行政区域内人口

2 下水道処理人口普及率＝下水道を利用できる人口／行政区域内人口^(注)

3 生活排水処理率＝（合併処理浄化槽人口＋下水道人口＋集落排水施設人口）／行政区域内人口

下水道人口、合併処理浄化槽人口、集落排水施設人口とはそれぞれ下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設に接続して実際にし尿等を処理している人口

4 行政区域内人口＝住民基本台帳人口＋外国人登録人口



西野浄水場

表 2-2-8 下水道処理人口普及率及び生活排水処理率

項目	行政区域内人口(人)	処理人口(人)	率(%)	参考(広島県)	年度
下水道処理人口普及率	98,937	39,145	39.6	71.2%	平成 25(2013)年度
生活排水処理率	98,937	69,279	70.0	79.6%	平成 25(2013)年度

(注) 下水道処理人口普及率の行政区域内人口には外国人登録人口を含んでいない。

[資料：三原市一般廃棄物処理基本計画 平成 19(2007)年, 平成 25 年度一般廃棄物処理事業の概況 広島県, 平成 25(2013)年版環境白書 広島県]



広島県沼田川浄化センター

課題

- 簡易水道である久井・大和地域の水道普及率の向上など水道整備の推進が必要です。
- 下水道, 集落排水, 浄化槽などの生活排水処理施設の一層の整備推進が必要です。

(6) 福祉

現 状

本市には、平成 22(2010)年度現在、65 歳以上の方が 28,509 人で高齢者の割合が 28%と年々増加しています。また、身体障害者手帳を所持されている方が 5,138 人で、全体人口に占める割合は 5%となっています。このような中、交通施設のバリアフリー※化、建築物のバリアフリー化、それに伴うソフト施策の展開が積極的に行われています。特に平成 15(2003)年 3 月には「三原市交通バリアフリー基本構想」が策定され、具体的なバリアフリー化の取組が進められています。

すべての人が生活しやすい環境づくりのために、学校、公民館、公園などの公共施設に対して、子どもや高齢者、障害者に十分配慮したバリアフリー化の一層の推進が求められます。

主な内容

- 65 歳以上の高齢者の割合が増加傾向であり、平成 22(2010)年度で 28%となっています。また、65 歳以上の人口は 15 歳未満の人口の約 2 倍以上となっています。
- 平均寿命は全国、広島県と比べて同じくらいです。
- 交通バリアフリー法に基づき、JR 三原駅及びその周辺地区のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めるため、「三原市交通バリアフリー基本構想」（平成 15(2003)年 3 月に）を策定しています。平成 18(2006)年 3 月には、バリアフリー化の具体的な内容を示した「三原市交通バリアフリー道路特定事業計画※」を策定しています。
- バリアフリー体験教室や特定事業計画説明会が開催されています。
- 教育施設においてはバリアフリー化やスロープ（段差のない傾斜した通路）の設置が順次行われています。
- 第二中学校、第五中学校でエレベーターが設置されています。
- 本市には、平成 25(2013)年度現在、バリアフリー法の認定を受けた建築物が 13 件あります。同法の認定を受けた建築物は、全国で 3,704 件（平成 18(2006)年度）、広島県で 253 件です（平成 17(2005)年度）。

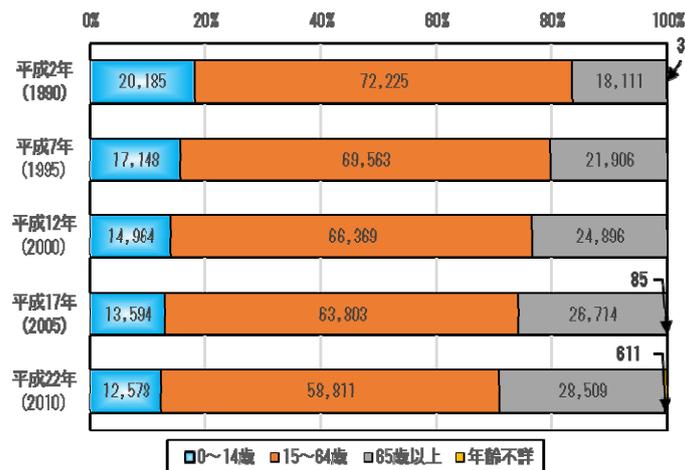


図 2-2-29 年齢別人口構成の推移（国勢調査）【再掲】
〔資料：統計みはら〕

表 2-2-9 平均寿命

	男性（歳）	女性（歳）
三原市	79.6	87.0
広島県	79.9	86.9
全国	79.6	86.4

(注) 三原市の平均寿命は旧市町の平均寿命を平均して簡易に算出したものである。

[資料：厚生労働省 市区町村別生命表 平成 22(2010)年]

表 2-2-10 福祉関連公共施設での身障者トイレやスロープの設置状況

施設名	身障者トイレ	スロープ
総合保健福祉センター (サン・シープラザ)	4基 (注)	有
本郷保健福祉センター	1基	有
久井保健福祉センター	3基	有
大和保健福祉センター	5基	有
本郷福祉センター	1基	有
船木ふれあいセンター	1基	有
久井福祉プラザ(中野)	1基	有
久井福祉プラザ(坂井原)	無	有
久井福祉プラザ(和泉)	無	有

(注) 内 1 基はオストメイト※対応。

[資料：三原市資料]

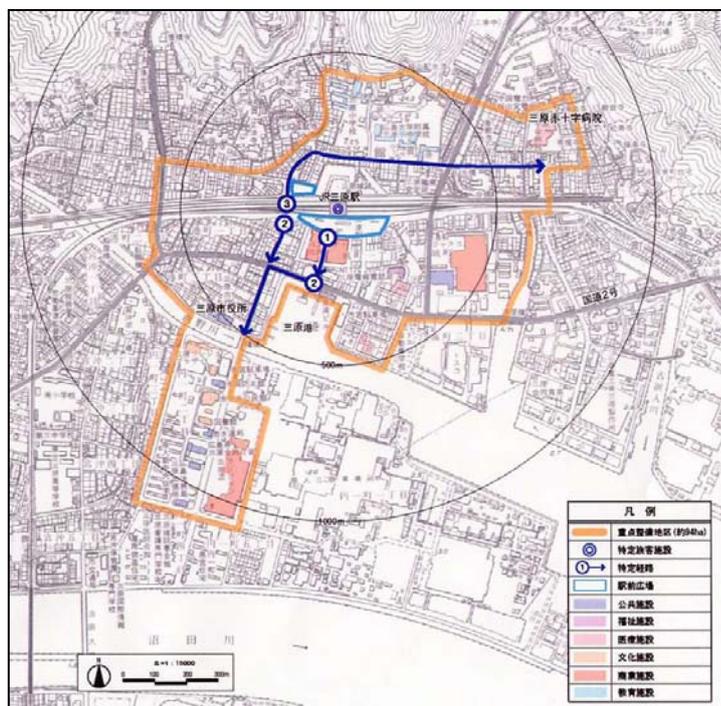


図 2-2-30 重点整備地区

[資料：三原市交通バリアフリー道路特定事業計画

平成 18(2006)年 3 月 三原市]

課題

- 65 歳以上の高齢者の割合が高くなっており、社会福祉の充実が必要です。
- バリアフリー化を推進した施設の一層の整備が必要です。



水道局西野浄水場管理事務所の玄関スロープ

(7) 防災・防犯

現 状

集中豪雨の増加や瀬戸内海潮位の上昇により、洪水被害、土砂災害や高潮被害の増加が懸念されます。崩壊しやすい山林や急傾斜地への対策及び高潮対策施設の設置が行われています。災害時における被害を最小限に抑えるために、治水・海岸保全対策を推進します。また、災害発生に備え、避難所の整備が行われていますが、引き続き避難所となる公共施設の補強、防災資機材や生活必需物資の備蓄が必要となります。

犯罪認知件数は平成 13(2001)年度をピークに減少傾向にあります。安全なまちになってほしいという意見があるように、安全な環境への要望は強くなっています。本市では通学路の防犯体制整備など、防犯のための環境整備が行われています。引き続き、安全で住み良い地域社会の基盤をつくるため、地域住民の連携に基づく防犯意識の高揚や青少年の健全育成を推進し、犯罪の未然防止に努める必要があります。

主な内容

- 台風や集中豪雨による被害が発生しています。
- 高潮対策の逆流対策としてフラップ弁、ポンプ場を整備しています。また、糸崎町や西町に内水排除のためのゲートやポンプを設置しています。
- 小規模崩壊地復旧事業*により林地崩壊防止対策を計画しています（復旧箇所 80 カ所）。
- 通学路の環境整備や情報共有体制の整備などを計画しています。
- 通学路の監視や地域で見守る体制の整備を計画しています。
- 学校における防犯において、保護者からの通報を受け付け、情報収集・提供を行っています。
- 防犯カメラの設置を行っています。
- 緊急連絡システムの構築を行っています。

表 2-2-11 災害状況

発生年月日	災害区分	家屋被害 (カ所)	土木被害	農地被害	その他
			破損箇所 (カ所)	冠水 (カ所)	
平成 20 年 (2008) 9 月 29 日	集中豪雨	68	1		
平成 21 年 (2009) 7 月 10 日	集中豪雨	8	3		
平成 21 年 (2009) 7 月 20~21 日	集中豪雨	1	17		
平成 21 年 (2009) 7 月 24 日~26 日	集中豪雨	22	188	5	停電 10 戸 家屋一部損壊 2 戸
平成 22 年 (2010) 7 月 13~15 日	集中豪雨	40	610		
平成 23 年 (2011) 5 月 11 日	集中豪雨	22	4		
平成 23 年 (2011) 9 月 29 日	高潮	22			道路冠水 15 箇所
平成 24 年 (2012) 4 月 3 日	暴風				負傷者 2 人 屋根瓦損壊及び倒木 20 件
平成 24 年 (2012) 7 月 6~7 日	集中豪雨	5	1		
平成 24 年 (2012) 9 月 17 日	高潮	8			道路冠水 6 箇所

[資料：三原市地域防災計画 平成 26(2014)年]

表 2-2-12 避難場所の数

区分	避難場所
三原地域	55カ所
本郷地域	25カ所
久井地域	26カ所
大和地域	22カ所
	128カ所

〔資料：三原市資料〕



総合防災訓練

広島検潮所平均水面

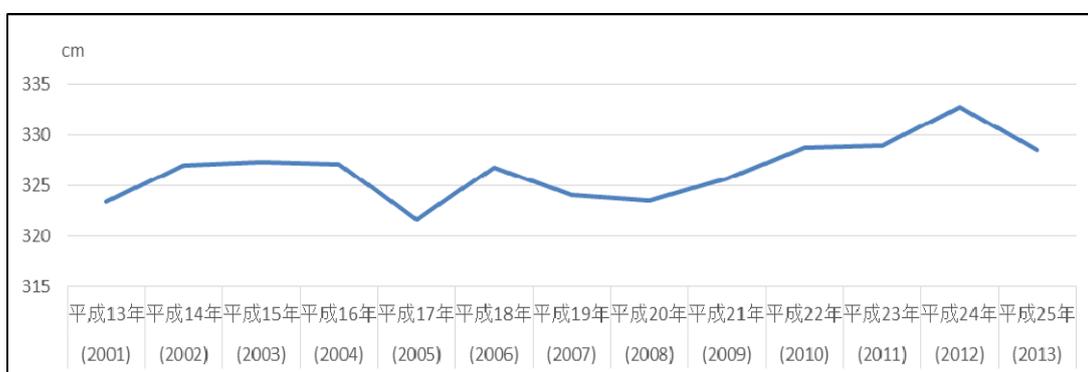


図 2-2-31 潮位の経年変化

〔資料：第六管区海上保安部〕

表 2-2-13 犯罪状況

年次	全刑法犯		
	認知件数 (件)	検挙件数 (件)	検挙率 (%)
平成 19 (2006) 年	1,045	373	35.7%
平成 20 (2007) 年	1,012	454	44.9%
平成 21 (2008) 年	900	425	47.2%
平成 22 (2009) 年	791	283	35.8%
平成 23 (2010) 年	819	323	39.4%
平成 24 (2011) 年	794	356	44.8%
平成 25 (2012) 年	730	324	44.4%

〔資料：広島県警察本部 刑事部刑事総務課犯罪統計係〕

課題

- 防災・防犯体制の確立が求められます。
- 急傾斜地崩壊対策や高潮対策などの防災施設の整備が必要です。

4 地球環境

(1) 地球温暖化防止

現 状

今日、地球環境が大きな問題となっています。地球温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、熱帯林の減少※、生物多様性※の低下など、地球規模の環境問題は多様であり、その深刻さを増しています。現在進行している地球規模の環境問題のほとんどが、人間の社会経済活動に起因しています。

地球環境問題への関心は高まる一方であり、アンケート調査結果においても、地球温暖化、オゾン層の破壊に高い関心があることが判明しました。

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス※が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の気温が上昇する現象であり、自然生態系、農業生産、そして健康などにも影響を与えます。このような中、本市では、三原市役所地球温暖化対策実行計画を策定するなど、地球温暖化防止への取組を実践しています。こうした地球温暖化防止の取組が、全市に広がっていく必要があります。

主な内容

- アンケート調査結果では、関心の高い地球環境問題は、市民・事業者ともに「地球温暖化」、「オゾン層の破壊」となっています（地球温暖化：市民 35.5%、事業者 38.9%、オゾン層の破壊：市民 17.9%、事業者 21.6%）。
- 三原市役所地球温暖化対策実行計画を策定しています。平成 19(2007)年度より、温暖化に関する職員研修を実施し、二酸化炭素排出量の削減に向けて周知・徹底やクールビズ※の推進に取り組んでいます。
- 大和地域においては、平成 14(2002)年に設立された大和町地球温暖化対策地域協議会において、合併以前から温暖化診断や中学校との合同授業の実施、マイバッグ持参運動※を展開しています。
- フロン※類回収破壊法は、オゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こすフロン類の回収と破壊を義務付けるもので、業務用の冷蔵冷凍機器や空調機器、自動車に搭載されている空調機器が回収の対象となります。本市には、フロン破壊許可業者が 1 社、第一種フロン類回収登録業者が 13 社あり、フロン類回収破壊法に基づくフロンガスの回収及び破壊が行われています。特に、広島県内のフロン破壊許可業者は本市にある 1 社のみです。

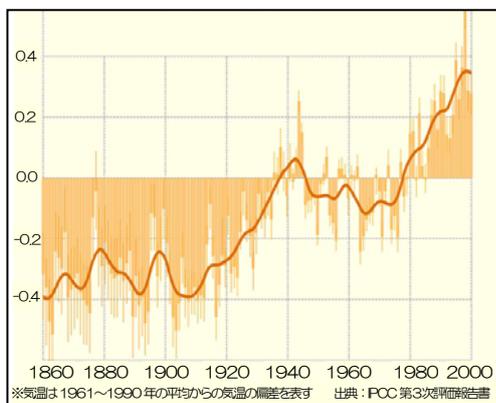


図 2-2-32 地球の平均気温の変化
(地球全体/過去 140 年)

[資料：全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)]

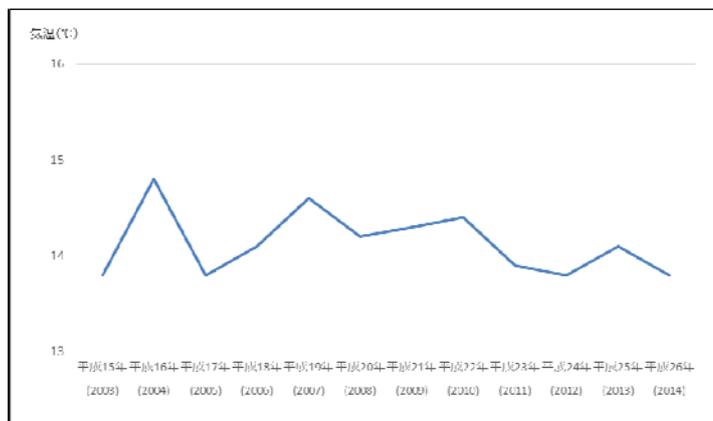


図 2-2-33 平均気温の推移

[資料：広島地方气象台]

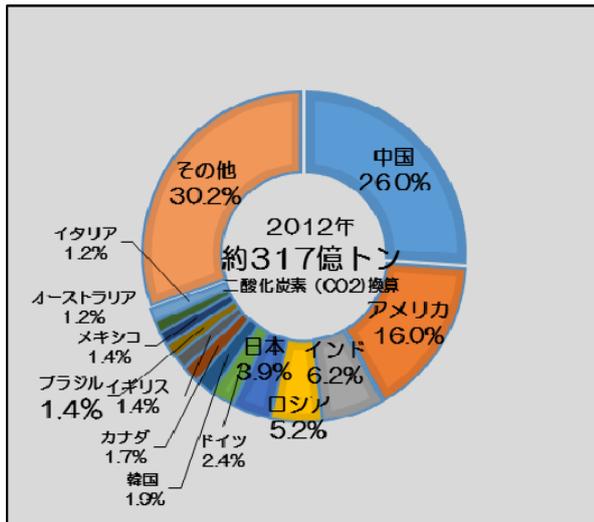


図 2-2-34 世界の二酸化炭素量-国別排出割合-

[資料：EDMC/エネルギー・経済統計要覧 2014 年版
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブ
 サイト (<http://www.jccca.org/>)]

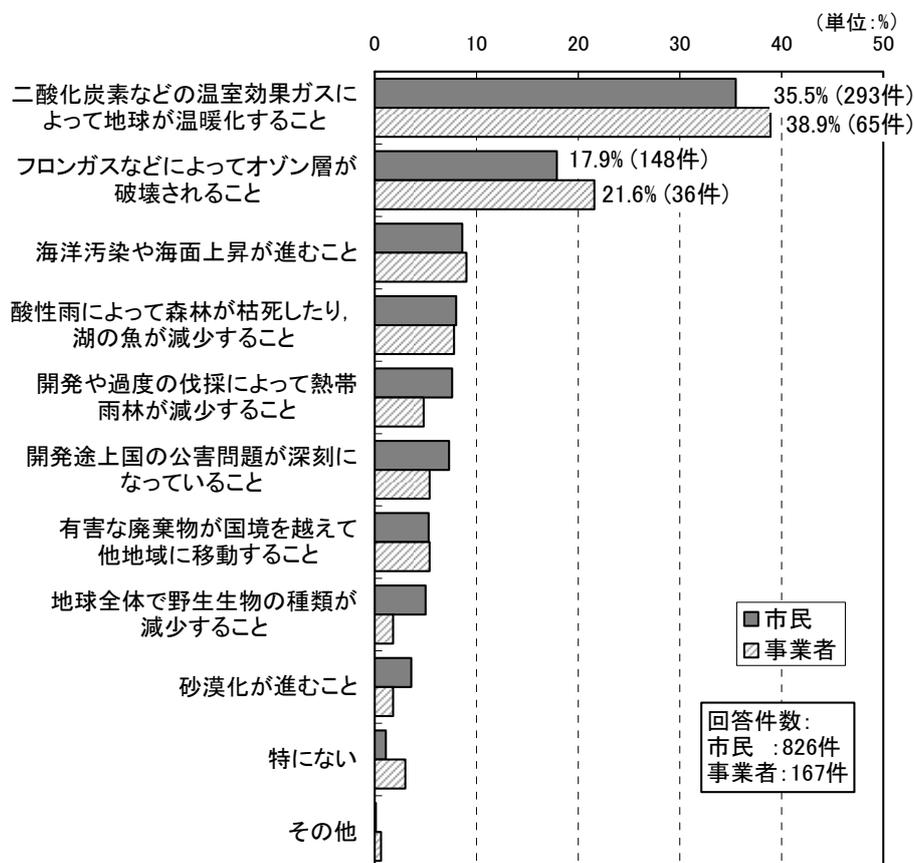


図 2-2-35 市民・事業者の関心のある地球規模での環境問題

課題

- 地球環境保全の取組について一層の意識啓発が求められます。
- 冷暖房の温度設定や公共交通機関の利用などの取組を推進し、二酸化炭素排出量の削減が必要です。

(2) 省資源・省エネルギー

現 状

エネルギー資源に乏しい日本では、省資源、省エネルギーへの取組は必須です。私たちが利用している多くの資源は、長い時間をかけて形成されるものです。木材では数十年、石油では億年単位の時間がかかります。また、家電製品の大型化や複数所有等、生活スタイルの変化によりエネルギー消費が増えています。資源の利用は、私たちの生活に不可欠ですが、地球への過大な負担をかけることとなり、これらの負担を最小限に食い止めなければ、次の世代に地球を受け継いでいくことができません。

それらの対策として、天然ガス、太陽エネルギーや風力などの環境にやさしいクリーンエネルギー、家畜の排泄物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のバイオマス*エネルギーの利用が期待されています。石油と他のエネルギーを併用するコージェネレーション*化、エンジンの効率化なども注目されています。

その他、地産地消*は、地域経済の活性化、地域への愛着心の向上、地域の伝統的食文化の維持と継承、農水産物などの輸送にかかるエネルギーの削減や自然・生態系の保全に効果的です。

本市では、庁舎内で節電、節水、グリーン購入*、低公害車*の導入の取組を行っています。また、太陽光発電*装置など新エネルギー*を利用している施設もあります。JA三原や学校給食では地産地消の推進に取り組んでいます。こうした省資源、省エネルギーの取組が全市に広がっていく必要があります。

主な内容

- JA三原による農産物直売所（やっさふれあい市場）の設置や鷺浦中学校学校給食での地元野菜の積極的活用など地産地消の取組が実施されています。
- 西野浄水場（太陽光発電装置の通称：太陽の花、100kW/h）、三原市芸術文化センター（ポポロ）や市内小・中学校、道の駅などに太陽光発電を導入・設置しています。
- 水道部の進入路や第四中学校に風力及び太陽光を利用した道路灯が設置されています。
- 本市では住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を実施しており、平成25年度補助件数は252件です。
- 庁舎での節電・節水、グリーン購入の取組が行われています。
- 三原市では平成26(2013)年3月現在、公用車を295台保有していますが、そのうち低公害車の導入割合は47%です。
- 天然ガスのスタンドが少ない状況にあります（県内9カ所、本市近郊では尾道市の1カ所のみ）。
- 家畜排泄物は、耕畜連携でリサイクル*の取組が行われています。大和地域では堆肥組合で既に実施されています。久井地域でも平成20(2008)年度に実施されています。
- 持続性の高い農業生産方式を導入している農業者として認定されているエコファーマー*は、平成26(2014)年3月現在、本市に44件あります。
- 市独自で白竜湖特別農産物表示認証制度があり、平成25(2013)年度認証実績は2戸、栽培面積0.7haとなっています。
- 事業者による使用済み箸や木伐産業廃棄物*のリサイクル、エコドライブ*の実施、農薬や塗料などの容器回収が実施されています。
- アンケート調査結果では、地球環境保全のために貢献できることとして、不要品のリサイクルやリサイクル製品、省エネ電化製品等の購入が21.4%となっています。

表2-2-14 太陽光発電システム設置費補助事業の実績
(平成26(2014)年3月31日現在)

年度	補助 件数 (件数)	補助金 交付額 (千円)	合計 出力 (kW)
平成23年度 (2011)	227	48,012	1002.60
平成24年度 (2012)	293	37,752	1390.64
平成25年度 (2013)	252	33,064	1266.56

平成17(2005)年1月1日より補助事業開始。



水道部進入路に設置された
風力を利用した道路灯

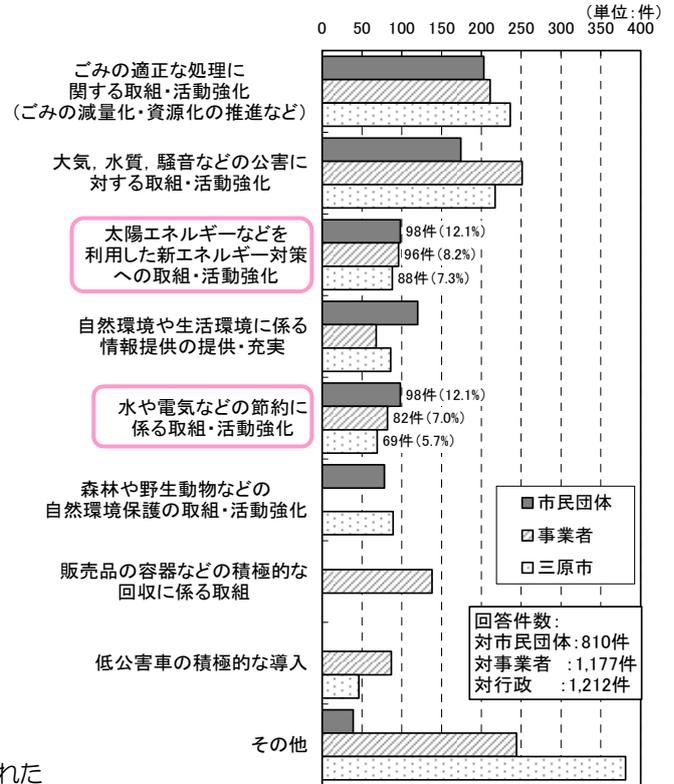


図2-2-36 市民が市民団体、事業者、行政に期待すること

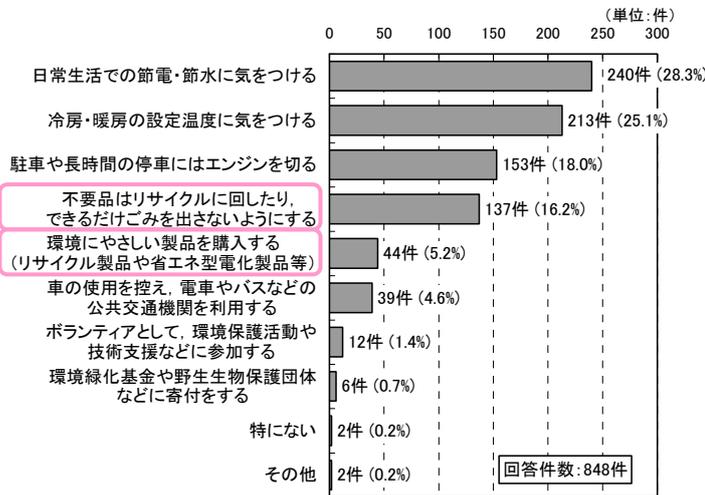


図2-2-37 市民が地球環境保全のために貢献できると思う行動

課題

- 節電、節水などの省エネルギー化への取組が求められます。
- 不用品のリサイクルや再生利用などの資源の有効活用が求められます。
- 太陽光発電システム設置に関する補助事業は年々伸びており、さらなる新エネルギーへの取組が必要です。
- 農水産物などの輸送にかかるエネルギーの削減のため、地産地消の一層の推進が必要です。

5 環境保全活動

(1) 環境学習

現状

環境問題には、市民の日常生活や、事業者の事業活動に伴う環境への負荷が大きく関わっています。そのため、環境負荷の低減には一人ひとりの環境問題への関心や理解、さらにはその解決のための一人ひとりの取組が必要となります。これら環境保全活動は、子どもから大人までのあらゆる世代の人たちが、それぞれの活動の場である家庭、学校、職場、地域などで取り組んでいくことが重要です。

アンケート調査結果では、今後必要だと思っている環境保全の取組で、現在は実行できていないものが多くあります。こうした取組を実行に移していくためにも、環境学習による意識啓発が必要です。

本市では、環境学習の一環として、里山の自然観察会、水辺・海辺教室の開催や清掃工場、水道局などの施設見学が行われており、今後は、このような環境学習に参加する場が一層必要となります。

主な内容

- 平成 25(2013)年度は、水辺教室・海辺教室を 12 回開催しています。
- 里山の自然観察会を開催しています。
- 6月の環境月間にちなみ、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンや記念講演会を開催しています。
- 総合学習への取り入れ、清掃工場、水道局等の施設見学を実施しています。
- 平成 16(2004)年度より、みはら環境写真・絵画・ビデオコンテストを開催しています。
- 市職員が講師として、町内会やサークルなどを対象に出前講座を開催しています。
- アンケート調査結果では、望ましい環境像で「環境教育・学習が活発なまち」が 5.5%となっています。

また、環境保全に対する取組状況は「ごみの収集日・分別を守っている」が 84.5%、「ごみのポイ捨てをしない」が 80.0%と、いつも実行している割合が高いものの、「環境問題関連のセミナーなどに参加している」については 3.5%で、項目によって大きくばらつきがあります。

表 2-2-15 空き缶散乱ごみ追放キャンペーン

実施日	平成 25(2013)年 6 月 9 日
参加人数	940 人
ごみ量	可燃ごみ : 3,050kg 不燃ごみ : 1,010kg 合計 : 4,060kg



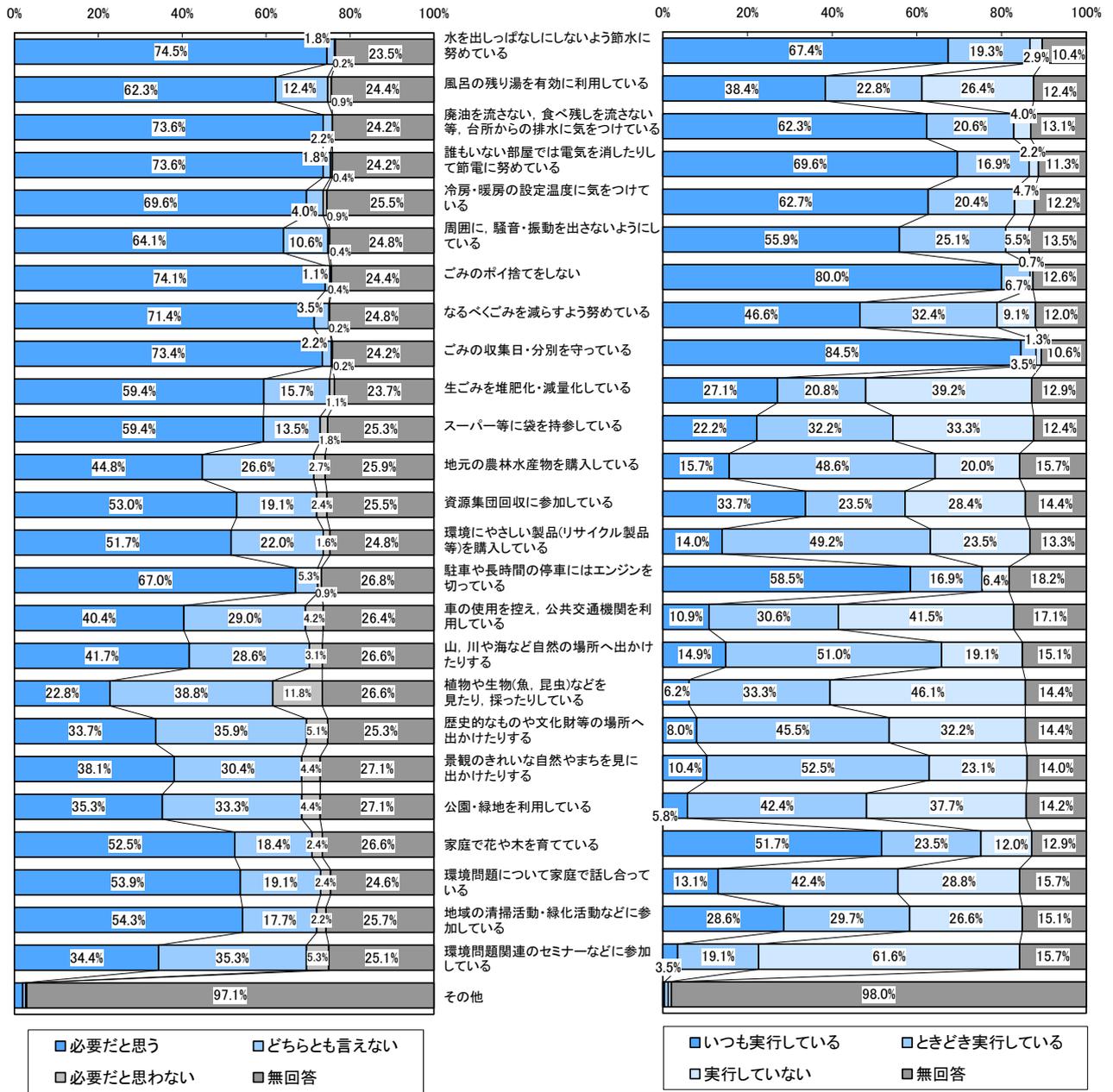


図 2-2-39 市民の今後必要だと思う環境保全への取組

図 2-2-40 市民の現在実行している環境保全への取組

課題

- 市民から望ましい環境像の中に環境教育・学習が活発なまちが挙げられており、環境教育・学習の推進が求められます。
- 環境問題に取り組むには、一人ひとりの環境マナーの向上や大切さを考えることが必要です。
- 市民や事業者の環境保全に関する取組を実行に移すには一層の意識啓発が必要です。

(2) 環境保全活動の支援体制づくり

現 状

環境保全活動を進めるためには、その活動を支援する体制づくりも重要です。

本市では、市民団体による植樹や清掃活動、ホタルの育成環境整備などの環境保全活動が行われています。

事業者においては、環境保全活動を企業の社会的な責務や企業や商品のイメージアップと捉え、事業活動の中に環境管理*体制を取り入れて、環境負荷の低減をめざすところが増えています。

また、環境への正しい知識と理解のためには、環境に関する情報が市民や事業者の間で有効活用されるように、情報の提供や共有化が必要であり、そのための情報通信基盤の整備が進められています。

今後は、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）の協働による環境保全活動を促進するため、市民の参加・受入体制の充実やボランティア、NPO*、各種団体などを確保、育成し、その活動を積極的に進めていく必要があります。

主な内容

- 環境保全活動を行った実績のある市民団体は186団体（平成26年3月現在）であり、植樹や清掃活動、ホタル育成環境整備、環境家計簿*記帳活動などが行われています。
- 市民団体による学校林や城跡周辺の森林等の整備が行われています。
- 事業者の率先した環境保全の取組が求められています。
- 情報基盤整備事業*が進められています。
- 平成26(2014)年3月現在、ISO14001 認証取得事業者は16社、エコアクション21*の認証取得事業者は6社です。
- 三原市環境基本条例が制定されています。

表 2-2-16 アンケート調査による
市民団体の活動内容

活動内容	団体数
草刈り, 清掃活動, 植樹活動, 周辺整備	21
CO ₂ の削減活動	2
ごみ減量化の取組	2
環境保全の啓発活動	3
その他	6
合 計	34

(注) 48 団体中 34 団体から回答があった。



里山の自然観察会



イベントでのごみ分別回収の様子

課 題

- 市民の受け入れ体制の充実、事業者や行政の市民団体への支援など協働による環境保全活動の推進が求められます。
- 環境への正しい知識と理解のため、環境に関する情報収集・提供が求められます。
- 環境保全活動を促進させるため、ボランティアの確保と育成が必要です。
- 事業者でのISO14000 システム*やエコアクション21の普及による環境管理体制の確立が必要です。

第3節

関連計画の概要

環境に関する関連計画は、次のとおりです。これらの資料を基に理念や方針などの整合を図っています。

計画（資料名）	内 容
<p>新市建設計画 平成16(2004)年8月</p>	<p>【必要性】 少子・高齢化の進行、生活圏の広域化、地方分権の推進、財政の悪化などへの対応の手段として、4市町の合併を行う。</p> <p>【効果】 行財政の効率化、高度化、広域的観点に立ったまちづくりの実現、住民サービス、利便性の向上を図る。</p> <p>【理念】 地域の個性的な歴史、文化、豊かな自然、恵まれた交通条件を活かし、すべての人が生き生きと幸せに暮らせるまちを実現させる。</p>
<p>三原市長期総合計画 平成17(2005)年12月</p>	<p>【理念】 地域の個性的な歴史、文化、豊かな自然、恵まれた交通条件を活かし、すべての人が生き生きと幸せに暮らせるまちを実現することをめざして、「一人ひとりが輝くまち」「幸せを実感できるまち」「活力を生み出すまち」の3要素から構成されるまちづくりの理念を示すキャッチフレーズとして、『海・山・空 夢ひらくまち』を設定している。</p> <p>【方向性】 まちづくりの理念、キャッチフレーズのもとに、各地域が、それぞれが有する特性、資源を活かして主たる役割を分担し、個性的な地域づくりを進めることにより、相互の機能連携によって、まち全体の発展を担い、生活利便性が高く活力に溢れたまちづくりを一体となって推進する。</p>
<p>三原市長期総合計画実施計画 平成19(2007)年度～ 21(2009)年度</p>	<p>【趣旨】 三原市長期総合計画に示した諸施策を具体化し、着実に実施に移すための指針とするもので、これにより事務、事業の総合的、計画的な推進を図る。</p>
<p>国土利用計画(三原市計画) 平成18(2006)年3月</p>	<p>【目的】 長期にわたって安定した均衡ある国土利用を確保することを目的として、三原市の区域における国土の利用に関して必要な事項を定める。</p>
<p>三原市行財政改善実施計画 平成22(2010)年3月</p>	<p>【基本方針】 行政の市民参加、企業、NPO等との協働などこれまでの行政運営のあり方を構造的に改善することを大きな柱としている。</p>
<p>三原市交通安全計画 平成24(2012)年3月</p>	<p>【基本的な考え方】 交通安全の分野においては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが必要であり、車輻と比較して弱い立場にある高齢者、子ども、障害のある人等の交通弱者の安全を一層確保する「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。 次の事項を基本とし、今後5年間に講ずべき大綱を総合的に策定したものである。 ○人間に対する安全対策 ○車輻が原因となる事故の防止対策 ○交通環境に係る安全対策</p>

計画（資料名）	内 容
三原市役所地球温暖化対策 実行計画 平成24(2012)年3月	<p>【目的】 「地球温暖化対策推進法」第21条の規定に基づき、一事業所としての地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に向け「三原市役所地球温暖化対策実行計画～温室効果ガス削減5ヵ年計画」を策定し、市役所の環境負荷の低減に関する取組を総合的に推進する。</p> <p>【基本的考え方】 具体的な数値目標及び行動計画を明らかにすることにより、効果的な削減が図れるよう、実行計画の目標を定める。</p>
三原市男女共同参画プラン 平成19(2007)年3月	<p>【目的】 「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。</p> <p>【基本理念】 「男女がお互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性や能力を發揮しながら、社会の発展を平等に支え合い、貢献し合うことのできる社会」の実現をめざす。</p> <p>【基本目標】 ○男女共同参画を進めるための人づくり ○男女共同参画を実現するための環境づくり ○男女共同参画を支える社会づくり</p>
三原市一般廃棄物処理 基本計画 平成19(2007)年3月	<p>【目的】 社会情勢の変化とともに年々多様化する廃棄物の現状や本市の実態を捉え、安全で効率的な一般廃棄物*処理体系確立のため基本的方策を示す。</p> <p>【性格と役割】 一般廃棄物を適正に処理するために推進すべき施策、事業の基本方針を示し、今後の廃棄物行政執行のための目安を設定するものである。 市民、事業者、行政が一体となって具体的行動計画を検討、策定し、資源循環型のごみ処理システムを確立させるとともに、生活排水処理を計画的に行うため、計画目標年次における生活排水処理の方法や処理人口、汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本的事項を定める。</p>
三原市生涯学習推進計画 平成19(2007)年3月	<p>【趣旨】 伝統の尊重と多様な住民ニーズの具体化に留まらず、三原市の活力を強化し、住民主体のまちづくりを進めるため、住民一人ひとりが夢や目標に向かって生き生きと生活できる生涯学習社会の構築をめざす。</p> <p>【性格】 「生涯学習についての住民意識調査」の結果や住民からの意向を尊重するとともに、これまでの生涯学習のまちづくりにおける成果と反省を踏まえ、また広島県総合計画「元気挑戦プラン」や関連計画あるいは三原市長期総合計画との整合、国の方針や動向に配慮しながら、三原市の望ましい「生涯学習のまちづくり」の方向性や基本施策について、住民と市行政との共通目標として策定する。</p>

計画（資料名）	内 容
広島県環境基本計画 （改定計画） 平成23(2011)年3月	<p>【趣旨】 「広島県環境基本条例」第9条に基づき策定し、広島県長期総合計画を環境の面から推進するものである。深刻化し、拡大する環境問題に対応するため、平成9(1997)年3月に策定された旧計画が全面的に改定された。市町村、県民、事業者等に対して、広島県の環境行政の展開方向を示すことで取組を促し、すべての主体が協働して「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」を着実に実現していくための基盤となるよう、計画の効率性、実効性に配慮した計画に改定されている。</p> <p>【目標】 基本目標は、「循環」「地球」「共生」「参加」「連携」の5項目で、重点プロジェクトとして、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の実現」、「地域環境の保全」、「生物多様性の保全」、「持続可能な社会の基盤づくり」の5項目を挙げられている。</p>
広島県総合計画 平成18(2006)年3月	<p>【趣旨】 本県の将来像や、政策の方向、取り組むべき施策などを明らかにした広島県総合計画「元気挑戦プラン」を県政運営の中期的指針として策定している。</p> <p>【目標】 活力と安心、希望のある「元気な広島県」を実現させる。</p>
広島県総合計画 実行計画 平成18(2006)年3月	<p>【趣旨】 広島県総合計画「元気挑戦プラン」(平成18(2006)～22(2010)年度)に基づき、目標として掲げた「活力と安心、希望のある『元気な広島県』」を実現するために重点的に実施すべき事業を明らかにし、施策、事業の着実な推進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応する。</p> <p>【基本的な考え方】 少子高齢・人口減少社会への移行、経済のグローバル化や地域間競争の激化、分権改革の進展など、本県を取り巻く時代潮流を見定めながら、「活力と安心、希望のある『元気な広島県』」の実現を目指すために必要な施策を重点的、計画的に推進する。</p>
広島空港臨空タウン 環境保全計画 平成8(1996)年3月	<p>【概要】 開発事業の集中やその他の事情により環境への負荷が著しくなるおそれがあると認められる地域における環境配慮について策定している。圏域は、広島空港から概ね半径5kmの地域（竹原市、三原市、東広島市）で、計画期間は平成8年度～22年度。基本方針は「恵まれた自然環境と調和する表情豊かな空港都市」とし、適正な土地利用、生活環境の保全、循環型のまちづくり、人と自然の共生、うるおいとやすらぎの確保についてまとめている。環境への配慮指針は、圏域の代表的な環境への配慮や開発事業の各段階における環境への配慮としている。</p>
三原市環境基本計画 平成20(2008)年3月	<p>【目的】 社会経済活動の高度化に伴い、生活環境や自然環境の悪化が進行し、地球環境への負荷が高まっている。これらの問題解決のため、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）のすべての主体が協働により環境の保全・創造に取り組む必要がある。 このため、本計画は、基本理念の実現をめざし、すべての主体が協力して、環境施策を総合的、計画的に推進する。</p>



宇根山天文台



田植え風景



海霧



芦田川源流の里